



第3次東峰村地域福祉計画

東峰村地域福祉活動計画

村民がつながり、支え合い、
安心して暮らせる東峰村



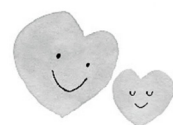
令和5年3月

東 峰 村
東峰村社会福祉協議会

目 次

第1章 第3次東峰村地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の趣旨.....	1
1 地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の概要.....	2
(1) 計画策定の背景と趣旨.....	2
(2) 地域福祉とは.....	2
(3) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画とは.....	3
(4) 計画の期間.....	3
2 地域福祉計画策定の動向.....	4
(1) 社会福祉法改正（平成30年）.....	4
(2) 社会福祉法改正（令和3年）.....	4
第2章 地域福祉の現状と課題.....	5
1 地域の状況.....	6
(1) 村全体の人口・世帯数の推移.....	6
(2) 地域の人口・世帯数の推移.....	9
(3) 支援が必要な人の状況.....	10
(4) 地域を支える社会資源.....	14
2 地域福祉の課題整理.....	16
(1) アンケート調査からの課題.....	16
(2) ヒアリングからの課題.....	25
(3) 第2次計画の実施状況からの課題.....	28
(4) 村の地域福祉の主要課題.....	34
第3章 第3次東峰村地域福祉計画及び東峰村地域福祉活動計画の基本理念・目標.....	35
1 計画の基本理念.....	36
2 計画の基本目標.....	37
3 計画の施策の体系.....	39
4 計画の重点施策.....	40
第4章 施策の方向.....	43
基本目標1 みんなで支え合い 心つながる むらづくり.....	44
基本目標2 悩みや不安を丸ごと受けとめる むらづくり.....	48
基本目標3 健康と福祉をもたらす むらづくり.....	54
基本目標4 安全・安心な むらづくり.....	59

第5章 社会福祉協議会の取り組み.....	69
基本目標1 みんなで支え合い 心つながる むらづくり.....	70
基本目標2 悩みや不安を丸ごと受けとめる むらづくり.....	74
基本目標3 健康と福祉をもたらす むらづくり.....	79
基本目標4 安全・安心な むらづくり.....	86
第6章 権利擁護の推進（東峰村成年後見制度利用促進基本計画）.....	93
1 計画策定の背景と趣旨.....	94
2 計画の期間.....	94
3 現状と課題.....	94
4 基本方針.....	95
5 施策の方向.....	96
基本目標1 権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークづくり.....	96
基本目標2 成年後見制度の利用促進.....	99
第7章 再犯防止の推進（東峰村再犯防止推進計画）.....	101
1 計画策定の背景と趣旨.....	102
2 計画の期間.....	102
3 現状と課題.....	102
4 基本方針.....	105
5 施策の方向.....	106
基本目標1 再犯防止の推進.....	106
第8章 計画の推進方策.....	109
1 協働による計画の推進.....	110
2 周知・啓発.....	110
3 計画の点検・評価.....	110
4 計画の見直し.....	110
5 計画推進における指標・目標値の設定.....	110
資料編.....	111
1 第3次東峰村地域福祉計画策定委員会.....	112
2 計画策定の経緯.....	113
3 用語解説.....	114



第1章

第3次東峰村地域福祉計画及び 地域福祉活動計画策定の趣旨

第1章 第3次東峰村地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の趣旨

1 地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

本村では、平成29年度に「思いやりと支えあいの心があふれ、いきいきと暮らせる東峰村」を基本理念とする、「第2次東峰村地域福祉計画」(以下、「第2次計画」という。)を策定し、住民、地域、行政が協働しながら地域福祉の推進に取り組んできました。

この間、人口減少や急速な少子高齢化の進展、核家族化等が進行し、家族での支え合いや、地域で助け合う力が弱まりつつあります。さらに、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、地域における住民活動の制限、観光客減少等による経済活動の低迷など、福祉をめぐる生活課題は複雑かつ多様なものとなっています。一方、本村では、平成29年7月に発生した九州豪雨の復旧工事が現在進められています。

地域における多様な生活課題への対応を図る上で、行政による福祉サービスの充実と、住民が主体となって助け合い、支え合いの領域を拡大し、強化していくことが求められています。

このため、第2次計画の進捗状況を踏まえ、必要な施策の検討を行い「第3次東峰村地域福祉計画」を策定することが目的となります。また、今回の策定においては、東峰村社会福祉協議会の地域福祉活動の一層の推進を図るために、活動の指針となる地域福祉活動計画を合わせて策定します。

(2) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域で暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差等に関係なく、住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていけるような地域社会を目指し、築いていくことです。その実現のためには、住民一人ひとりや地域、ボランティア、福祉サービス事業者、行政等が連携し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方法で地域の生活課題に対応することが、地域福祉を推進するにあたって基本的な考え方です。

(3) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画とは

1) 地域福祉計画の目的

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域住民、地域で活動する団体・事業者、社会福祉協議会、行政など、地域福祉に関わる全ての人々が一体となり、ともに支え合い、助け合う「地域ぐるみの福祉」を進めるための計画です。

また、暮らしやすい地域が作れるよう、福祉サービス等の基盤の整備を行っていきます。

2) 地域福祉活動計画の目的

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に基づく社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、基本理念や基本目標を共通のものとしします。

3) 他の計画との関係

第3次東峰村地域福祉計画は、「東峰村総合計画」を上位計画とし、これまで実行されてきた各分野別の福祉計画（高齢者福祉計画、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画等）を横断的につなげ、地域福祉の理念や仕組みを作るものです。

加えて、生活に困窮する人（生活保護受給者、引きこもり等）が地域から孤立することのないよう、生活困窮者に関する情報を把握し、総合相談支援や権利擁護の推進等、適切な支援方策を本計画に明記します。

また本計画は、地域を基盤とする支援体制等を一体的に活用するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく成年後見制度利用促進計画及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画を包含するものです。

(4) 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。本村を取り巻く社会情勢の変化に応じて、必要な見直しを行います。

2 地域福祉計画策定の動向

(1) 社会福祉法改正（平成30年）

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(厚生労働省)によると、地域福祉計画は、高齢者、障がい者、子ども・子育ての対象ごとの計画の上位計画として位置づけ、次の5つについて盛り込む必要があるとされています。

【市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項】 ※下線部は、平成30年度の追加です。

- 1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4) 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- 5) 包括的な支援体制の整備に関する事項（※1）

※1 包括的な支援体制の整備に関する事項

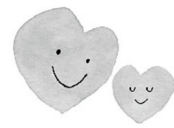
- ① 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等
- ② 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築
- ③ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

(2) 社会福祉法改正（令和3年）

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が改正され、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援」が盛り込まれました。市町村において、既存の相談支援体制等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、**重層的支援体制整備事業**（※2）が創設されています。（令和3年4月施行）

※2 重層的支援体制整備事業

<p>I 相談支援</p> <p>○介護（地域支援事業）、障がい（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施する。</p>
<p>II 参加支援</p> <p>○既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するために、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施する。</p>
<p>III 地域づくりに向けた支援</p> <p>○介護、障がい、困窮の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施</p>



第2章

地域福祉の現状と課題

第2章 地域福祉の現状と課題

1 地域の状況

(1) 村全体の人口・世帯数の推移

本村の総人口・世帯数は、ともに減少傾向にあり、令和4年3月末では1,962人、総世帯数は834世帯となっています。一世帯当たりの人員も減少しており、核家族化が進行していることがうかがえます。

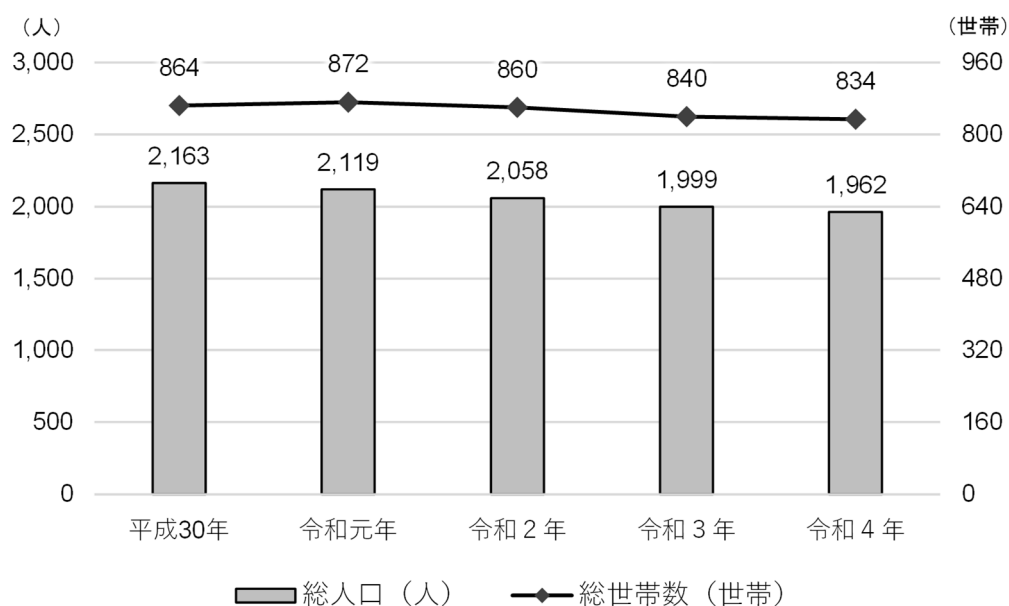
年齢3区分別人口構成の推移をみると、実数は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の全てで減少しています。構成比をみると、高齢者人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、年少人口（0～14歳）は横ばいで推移しています。

■ 人口・世帯数の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
実数	総人口（人）	2,163	2,119	2,058	1,999	1,962
	総世帯数（世帯）	864	872	860	840	834
	世帯当たり人員（人）	2.50	2.43	2.39	2.38	2.35
増減率 （前年）	総人口（%）	—	-2.0	-2.9	-2.9	-1.9
	総世帯数（%）	—	0.9	-1.4	-2.3	-0.7

資料：住民基本台帳（各年3月末）

■ 人口・世帯数の推移

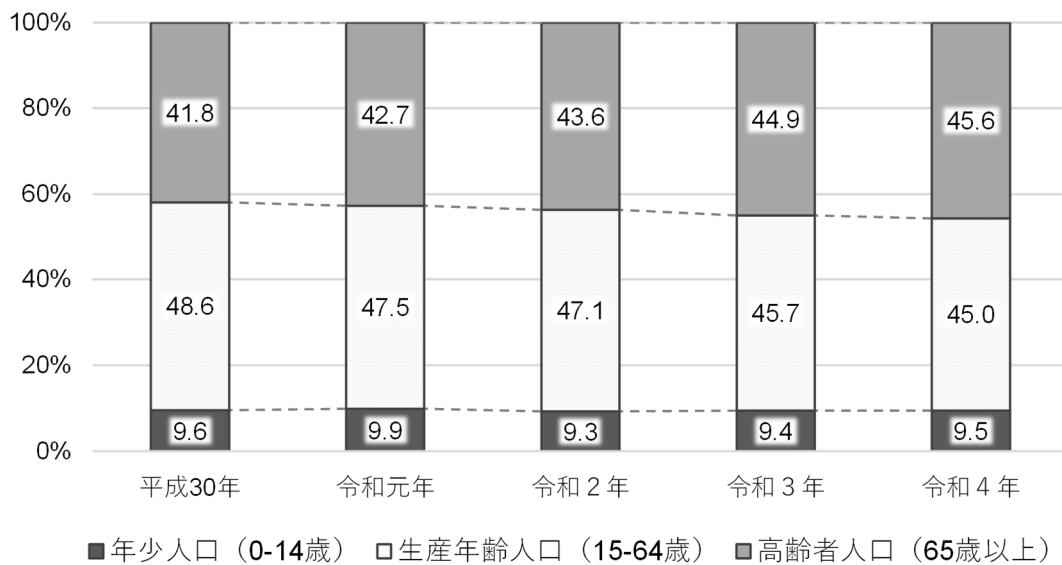


■ 年齢3区分別人口構成の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
実数	総人口	2,163	2,119	2,058	1,999	1,962
	年少人口（0-14歳）	207	209	191	188	186
	生産年齢人口（15-64歳）	1,051	1,006	969	913	882
	高齢者人口（65歳以上）	905	904	898	898	894
	前期高齢者（65-74歳）	348	360	374	403	410
	後期高齢者（75歳以上）	557	544	524	495	484
構成比	年少人口（0-14歳）	9.6	9.9	9.3	9.4	9.5
	生産年齢人口（15-64歳）	48.6	47.5	47.1	45.7	45.0
	高齢者人口（65歳以上）	41.8	42.7	43.6	44.9	45.6
	前期高齢者（65-74歳）	38.5	39.8	41.6	44.9	45.9
	後期高齢者（75歳以上）	61.5	60.2	58.4	55.1	54.1

資料：住民基本台帳（各年3月末）

■ 年齢3区分別人口構成の推移



第2章 地域福祉の現状と課題

本村の高齢者のいる世帯は、減少傾向にありますが、高齢者世帯（単身世帯及び夫婦のみで暮らす世帯を合計した世帯）は、年々増加しています。令和2年の一般世帯に占める高齢者世帯の割合は48.6%となっています。一方、その他の世帯（家族等との同居）は、年々減少傾向となっています。

■ 高齢者世帯の推移

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
実数 (世帯)	一般世帯数	827	795	740	694
	高齢者のいる世帯	615	566	539	531
	単身世帯	125	111	125	132
	夫婦のみの世帯	103	126	117	126
	計	228	237	242	258
	その他の世帯	387	329	297	273
構成比 (%)	高齢者のいる世帯	74.4	71.2	72.8	76.5
	単身世帯	20.3	19.6	23.2	24.9
	夫婦のみの世帯	16.7	22.3	21.7	23.7
	計	37.1	41.9	44.9	48.6
	その他の世帯	62.9	58.1	55.1	51.4

※夫婦のみの世帯：妻60歳以上、夫65歳以上

資料：国勢調査

令和2年度におけるひとり親世帯は、母子世帯数が8人、父子世帯が0人となっており、ともに平成27年から減少しています。

構成比は、母子・父子世帯ともに福岡県より低く推移しています。

■ 母子世帯数・父子世帯数の推移

	家族構成	実数（世帯）			構成比（%）		
		平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
東峰村	母子世帯数	5	9	8	0.6	1.2	1.2
	父子世帯数	1	1	0	0.1	0.1	0.0
	一般世帯数計	795	740	694	100.0	100.0	100.0
福岡県	母子世帯数	39,386	40,071	35,804	1.9	1.8	1.5
	父子世帯数	3,643	3,646	3,280	0.2	0.2	0.1
	一般世帯数計	2,106,654	2,196,617	2,318,479	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査

(2) 地域の人口・世帯数の推移

行政区別の人口は、令和4年において、「上福井地区」が182人と最も多くなっており、村全体に占める割合は9.3%となっています。一方、最も少ないのは、特別養護老人ホームを除くと「竹地区」で72人、村全体に占める割合は3.7%となっています。

令和4年と平成30年の人口を比較すると、中原地区では増加していますが、その他の地区では減少しています。減少率が最も大きいのは「板屋地区」で20.2%となっています。

令和4年の一世帯当たり人員が最も多いのは「上福井地区」で2.98人、最も少ないのは「東福井下地区」で2.00人となっています。

■ 行政区別人口・世帯数の推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	増減率(R4-H30)	令和4年世帯数	令和4年一世帯当たり人員
小石原北区	126	118	114	118	116	-7.9%	49世帯	2.37人
小石原中央区	162	165	160	150	155	-4.3%	73世帯	2.12人
小石原南区	196	194	186	177	172	-12.2%	62世帯	2.77人
鼓北区	183	178	170	164	163	-10.9%	62世帯	2.63人
鼓南区	179	167	164	164	160	-10.6%	59世帯	2.71人
特別養護老人ホーム	40	42	39	36	33	-17.5%	33世帯	1.00人
竹地区	82	81	80	79	72	-12.2%	28世帯	2.57人
岩屋地区	107	104	98	94	93	-13.1%	35世帯	2.66人
栗松地区	140	129	127	122	123	-12.1%	49世帯	2.51人
板屋地区	104	98	97	92	83	-20.2%	32世帯	2.59人
中原地区	93	92	116	120	121	30.1%	56世帯	2.16人
大行司地区	156	150	139	134	130	-16.7%	61世帯	2.13人
東福井上地区	91	90	84	86	86	-5.5%	41世帯	2.10人
東福井下地区	132	139	136	129	128	-3.0%	64世帯	2.00人
西福井地区	179	178	164	156	145	-19.0%	69世帯	2.10人
上福井地区	193	194	184	178	182	-5.7%	61世帯	2.98人
計	2,163	2,119	2,058	1,999	1,962	-9.3%	834世帯	2.35人

資料：住民基本台帳（各年3月末）

(3) 支援が必要な人の状況

1) 要介護・要支援認定者数の推移

要介護及び要支援認定者数の合計は、平成30年以降減少傾向にありましたが、令和4年に増加し、197人となっています。

要介護度別でみると、令和3年から令和4年にかけて、最も認定者が増加したのは、「要介護5」で10人増加しています。

■ 要介護・要支援認定者数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
要支援1	35	35	40	36	31	34
要支援2	18	18	22	21	21	17
要支援認定者計	53	53	62	57	52	51
要介護1	46	49	36	38	39	33
要介護2	24	18	22	23	27	29
要介護3	31	29	25	30	30	36
要介護4	34	34	34	30	24	21
要介護5	21	29	27	20	17	27
要介護認定者計	156	159	144	141	137	146
要介護（要支援）認定者計	209	212	206	198	189	197

資料：福岡県介護保険広域連合（各年3月末）

2) 障がい者の状況

身体障がい者のうち、身体障害者手帳所持者は、全体で 152 人です。肢体不自由の人が最も多く 98 人で、等級は 1 級、3 級、4 級が多い状況にあります。

知的障がい者のうち、療育手帳所持者数は、全体で 29 人です。障害の程度は、A（最重度・重度）の人が 14 人、B（中度・軽度）の人が 15 人となっています。

精神障がい者のうち、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、全体で 24 人です。障害の程度は、2 級が最も多く過半数を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者数

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	2	1	1	2	2	1	9
聴覚・平衡機能障害	1	1	3	3	0	3	11
音声・言語障害	0	0	1	0	0	0	1
肢体不自由	15	8	25	32	10	8	98
内部障害	23	1	7	2	0	0	33
計	41	11	37	39	12	12	152

資料：庁内資料

■ 療育手帳所持者数

	実数 (人)	構成比 (%)
A（最重度・重度）	14	48.3
B（中度・軽度）	15	51.7
計	29	100.0

資料：庁内資料

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

	実数 (人)	構成比 (%)
1 級	1	4.2
2 級	13	54.2
3 級	10	41.7
計	24	100.0

資料：庁内資料

3) 子どもの状況

本村における子どもの出生数は、概ね10人で推移しています。

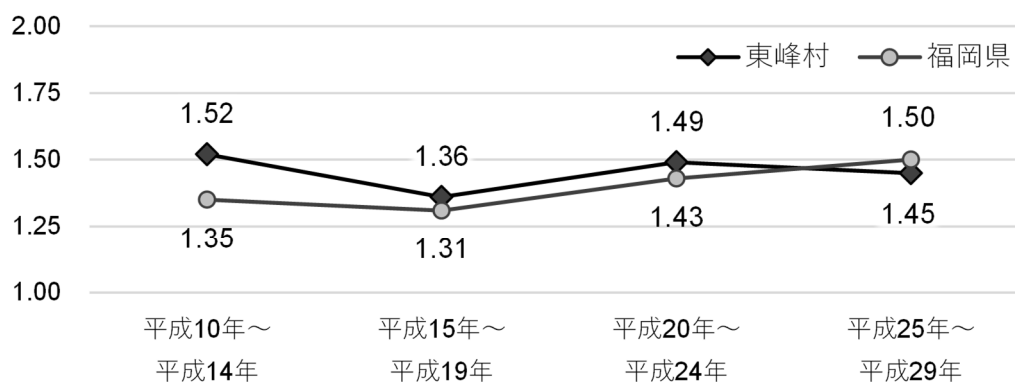
合計特殊出生率は、平成24年まで福岡県を上回って推移していましたが、平成25年～平成29年では福岡県を下回る値となっています。

■ 出生数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	15	14	10	15	7	10

資料：庁内資料

■ 合計特殊出生率の推移



資料：庁内資料

4) 生活困窮者の状況

① 生活保護の状況

本村における生活保護の状況は、受給世帯、被保護人員ともに概ね横ばいで推移しています。

■ 生活保護世帯・被保護人員の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
受給世帯（世帯）	12	12	11	9	13
被保護人員（人）	18	18	17	15	19
保護率（‰）	8.3	8.5	8.3	7.5	9.7
3月末総人口（住基）	2,163	2,119	2,058	1,999	1,962

資料：庁内資料

② 要保護・準要保護児童生徒の状況

経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、学校教育法第19条の規定に基づき、学校給食費や学用品費などの一部を援助しています。

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者で生活扶助及び教育扶助受給対象者世帯の児童生徒（要保護児童生徒）数は、平成30年から令和4年までの推移をみると、減少傾向にあります。要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒（準要保護児童生徒）数は、令和元年に増加しましたが、その後減少傾向にあります。

■ 要保護・準要保護児童生徒の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
要保護児童・生徒数	4	4	4	3	2
準要保護児童・生徒数	11	13	13	12	9

(4) 地域を支える社会資源

地域を支える人・団体・機関の人的資源、施設、機関等によって、村の地域福祉の増進が図られています。

1) 保健・医療・福祉等に携わる人的資源

■ 保健・医療・福祉等に携わる人的資源

種別	人数	組織の概要・活動
民生委員・児童委員	12人	民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。行政機関と連携しながら、身近な地域で、様々な相談や援助活動を行っており、児童福祉法の児童委員を兼ねています。
身体障害者福祉協会	40人	障がい者の自立と社会参加を目的として、グラウンドゴルフや研修、旅行等の様々な活動を行っています。
身体障害者相談員	2人	身体障がい者の福祉の増進を図るべく、身体障がい者の相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助を行う民間の協力者です。
地域包括支援センター勤務の社会福祉士	1人	高齢者や障がい者が地域で安心して生活できるように、相談業務を専門に行います。虐待などの困難事例の防止、早期発見、権利擁護等の支援を行います。
基幹相談支援センター勤務の社会福祉士	1人	障がい児・者やその家族が地域で安心して生活できるように、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい)及び成年後見制度利用支援事業を行います。
保健師	3人	地域の新生児、乳幼児、妊婦、大人、高齢者、障がい者等、あらゆる人たちを対象とし、地域住民の病気の予防活動、健康増進活動、保健指導を行います。
人権擁護委員	2人	人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行う、民間のボランティアです。
保護司	2人	専門的な知識に基づき、犯罪や非行を犯した人を通常の社会生活の中で指導、援助します。
老人クラブ会員	383人	高齢者の自主的な組織として、地域の仲間づくりや健康づくり・介護予防活動、地域を豊かにする社会活動を行っています。
集落支援員	5人	各担当地域の点検活動等を通じて、地域の実情や課題把握を行うとともに、ひとり暮らし高齢者および高齢者世帯への支援、関係機関・団体との連携等、地域の維持・活性化を推進する活動を行います。
消防団員	169人	地域での火災や災害発生時に消火活動・救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員です。

2) 保健・医療・福祉等の施設・機関

■ 保健・医療・福祉等に携わる施設・機関

種別	設置数	施設名
病院・診療所	5ヶ所	①東峰村立診療所 ②東峰村立鼓診療所 ③小石原歯科診療所 ④宝珠山診療所 ⑤仲道歯科医院
高齢者向け入所施設	2ヶ所	①特別養護老人ホーム 清和園 ②特別養護老人ホーム 宝珠の郷
子育て関係施設	3ヶ所	①小石原保育園 ②美星保育所 ③子ども館
教育機関	1ヶ所	①東峰学園（小学校・中学校）

3) 村の拠点となる施設・機関など

■ 村の拠点となる施設・機関など

種別	設置数	施設・機関の設置場所
行政区	15区	①小石原北区 ②小石原中央区 ③小石原南区 ④鼓北区 ⑤鼓南区 ⑥竹地区 ⑦岩屋地区 ⑧栗松地区 ⑨板屋地区 ⑩中原地区 ⑪大行司地区 ⑫東福井上地区 ⑬東福井下地区 ⑭西福井地区 ⑮上福井地区
公民館・集会所	28ヶ所	①奥畑公民館 ②原公民館 ③下町公民館 ④上町公民館 ⑤南の原公民館 ⑥小石原公民館 ⑦皿山公民館 ⑧宝ヶ谷公民館 ⑨黒玉集会所 ⑩蔵貫公民館 ⑪せせらぎ鼓 ⑫桑鶴公民館 ⑬今道集会所 ⑭東公民館 ⑮辻公民館 ⑯棚田交流館 ⑰岩屋公民館 ⑱栗松公民館 ⑲板屋公民館 ⑳古城原公会堂 ㉑いずみ館 ㉒中原公民館 ㉓福井コミュニ ㉔上福井公民館 ティセンター ㉕東福井公民館 ㉖鶴公民館 ㉗喜楽来館 ㉘西福井公民館
地域包括支援センター	1ヶ所	①東峰村役場 小石原庁舎内
図書室	2ヶ所	①東峰村宝珠山基幹集落センター ②東峰村役場 小石原庁舎内
体育館	2ヶ所	①宝珠山村民センター ②小石原体育館

2 地域福祉の課題整理

(1) アンケート調査からの課題

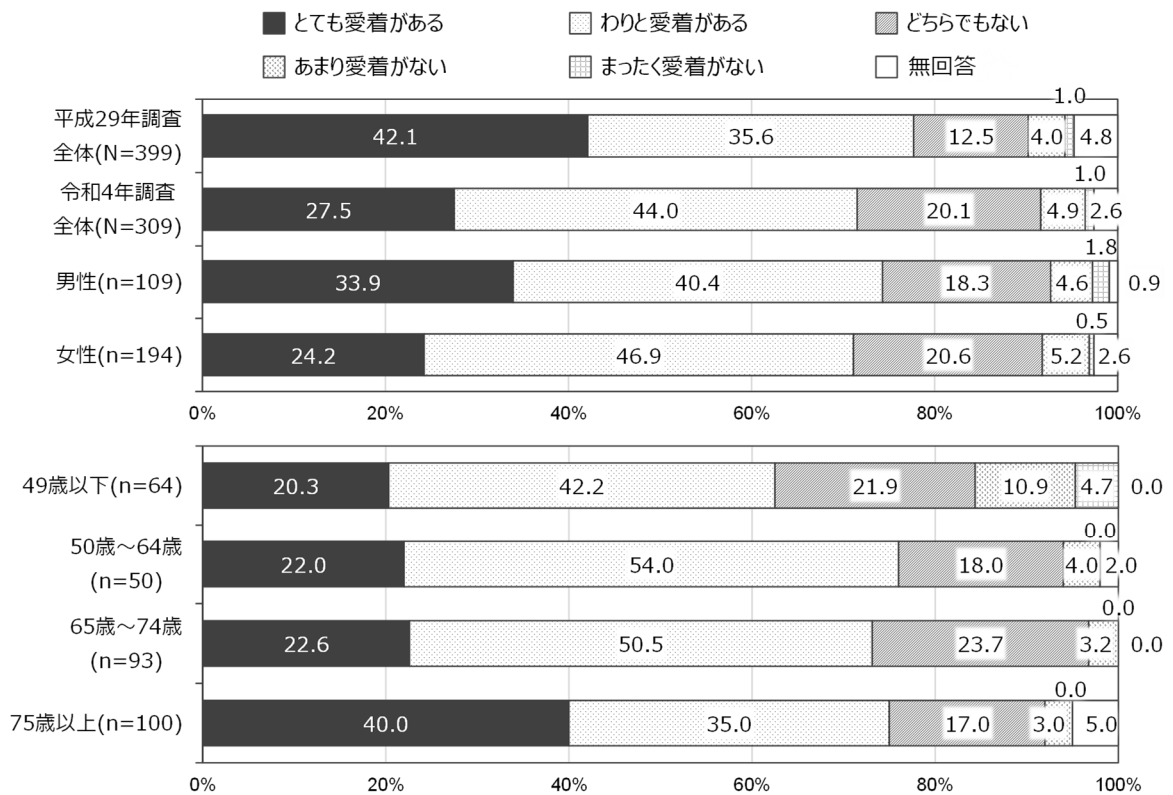
地域における福祉に関する実態と今後の希望等を把握することにより、今後の地域福祉の充実に活かすとともに、本計画策定の基礎資料とするために住民アンケートを実施しました。調査対象者は、村内の全世帯 823 世帯、各世帯から 1 名が選ばれるようにし、回収数は 312 件（うち有効回答数 309 件）、回収率は 37.9%となりました。以下は調査結果の概要となります。

1) 地域・近所との関わりについて

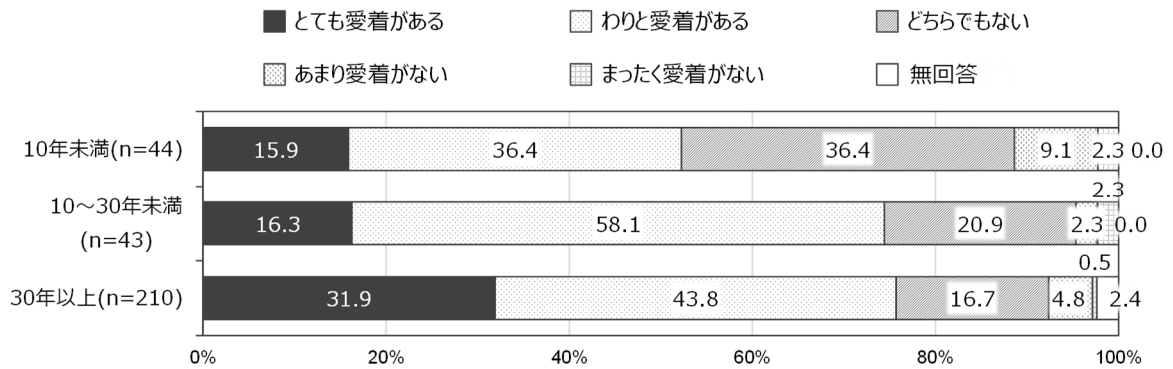
① 地域への愛着度

地域への愛着度は、「わりと愛着がある」が 44.0%と最も高く、「とても愛着がある」（27.5%）を合わせると、全体の 71.5%が自分の地区に『愛着がある』と回答しています。また、男性や 75 歳以上の人、居住年数が 30 年以上の人では「とても愛着がある」と回答した割合が高くなっています。

【地域への愛着度（全体・性別・年齢別）】



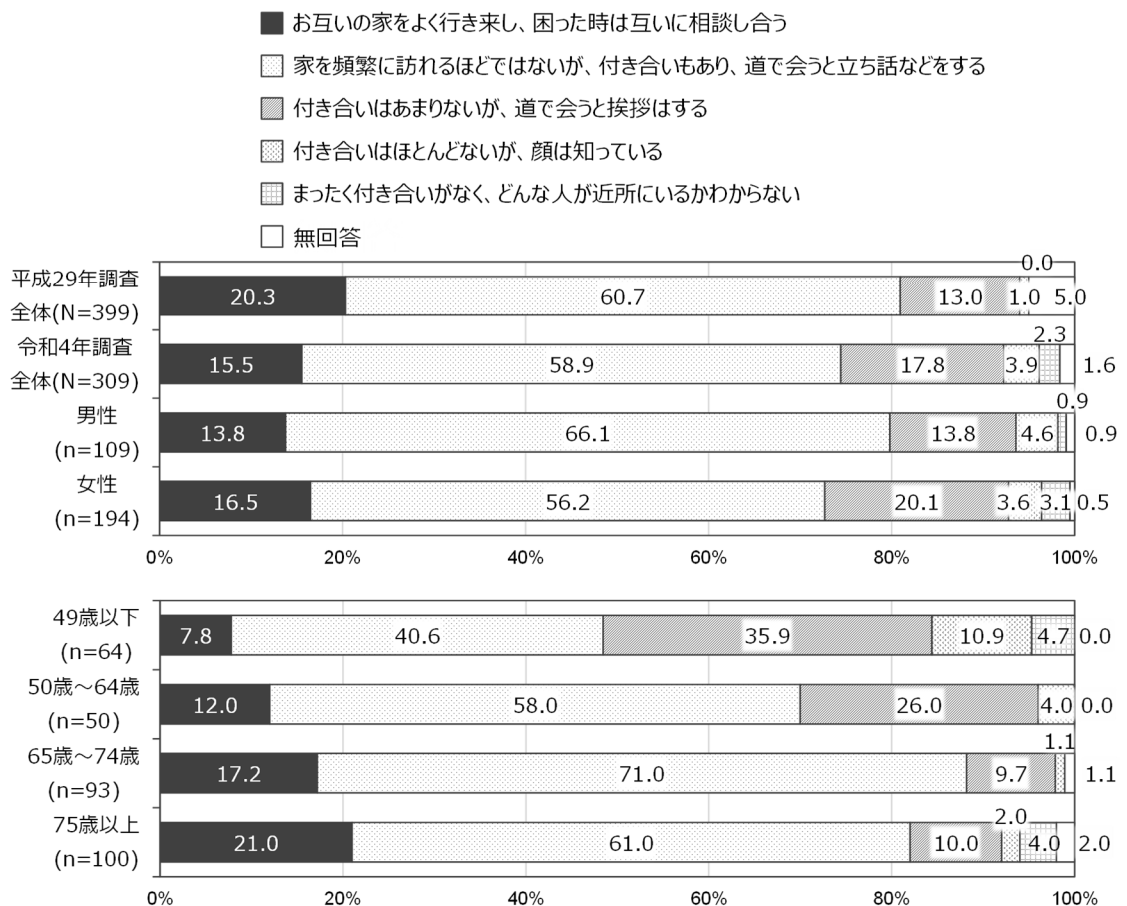
【地域への愛着度（居住年数別）】



② 近所との付き合い方

近所との付き合い方について、全体では「家を頻繁に訪れるほどではないが、付き合いもあり、道で会うと立ち話などをする」が58.9%と最も高く、「お互いの家をよく行き来し、困った時は互いに相談し合う」（15.5%）は平成29年調査より4.8ポイント減少しています。また、「付き合いはあまりないが、道で会うと挨拶はする」（17.8%）と「付き合いはほとんどないが、顔は知っている」（3.9%）を合わせた『付き合いはあまりない』とする割合は21.7%みられ、平成29年調査（14.0%）より7.7ポイント増加しています。

【近所との付き合い方】



2) 相談したいことや悩みについて

① 相談したい悩みや不安・相談相手

相談したい悩みや不安について、「特に不安・悩みはない」という回答を除くと、「老後や介護に関すること」が31.7%と最も高く、次いで「自分や家族の健康」(18.8%)の順に続きます。

悩みや不安を相談する相手は、「家族・親族」が84.5%と最も高く、次いで「友人・知人」(41.7%)、「近所の人・地区の人」(19.1%)の順に高くなっており、行政や専門機関へ相談する割合は10%未満と低くなっています。

【相談したい悩みや不安】

(%)

順位	項目	令和4年調査 全体(N=399)
1	特に不安・悩みはない	39.5
2	老後や介護に関すること	31.7
3	自分や家族の健康	18.8
4	経済的な問題	12.0
5	住宅に関すること	8.7
6	防犯・防災対策に関すること	7.4
7	障がいに関すること	7.1
8	ご近所や隣組に関すること	6.1
9	育児・子育てに関すること	3.9
10	家族との人間関係	3.9
11	その他	3.9
12	職場や学校の人間関係	1.9

【悩みや不安を相談する相手】

(%)

順位	項目	令和4年調査 全体(N=309)
1	家族・親族	84.5
2	友人・知人	41.7
3	近所の人・地区の人	19.1
4	村役場の職員	8.1
5	社会福祉協議会	7.4
6	福祉施設の職員	6.1
7	医療機関の職員	5.8
8	民生委員・児童委員	3.2
9	相談できる人がいない	1.9
10	その他	1.3
11	NPOやボランティア	0.0

② 行政機関・専門機関（職）の認知状況

福祉に関する行政機関や専門機関（職）の認知状況について、「知っている」という割合が最も高いのは、社会福祉協議会で70.2%、次いで民生委員・児童委員(44.3%)、地域包括支援センター(37.9%)となっています。平成29年調査と比較して「知っている」割合が減少しており、特に民生委員・児童委員については、平成29年調査(53.1%)より8.8ポイント減少しています。

【行政機関・専門機関（職）の認知状況】

(%)

		知っている	名前は知っている	知らない	無回答
社会福祉協議会	H29(N=399)	76.9	15.3	3.0	4.8
	R4(N=309)	70.2	20.7	7.4	1.6
地域包括支援センター	H29(N=399)	39.3	27.8	28.6	4.3
	R4(N=309)	37.9	34.3	25.9	1.9
民生委員・児童委員	H29(N=399)	53.1	18.3	25.3	3.3
	R4(N=309)	44.3	18.1	36.6	1.0

3) 新型コロナウイルスによる影響について

① 現在の新型コロナウイルス感染症による影響について

現在の新型コロナウイルス感染症による影響について、全体では「旅行等の外出制限」が24.6%と最も高く、次いで「各種イベントの開催・参加制限」(22.0%)、「地域活動の減少や休止」(20.4%)の順に高くなっています。

年齢別にみると、65歳以上では「人と接する機会の減少による孤独や孤立」(12.4%)、と回答した割合が65歳未満と比較しておよそ3倍となっています。

【現在の新型コロナウイルス感染症による影響】

(%)

順位	項目	令和4年調査 全体(N=309)	65歳未満 (n=114)	65歳以上 (n=193)
1	旅行等の外出制限	24.6	32.5	20.2
2	各種イベントの開催・参加制限	22.0	28.9	18.1
3	地域活動の減少や休止	20.4	15.8	23.3
4	収入の減少	11.7	14.9	9.8
5	運動・スポーツの機会の減少	11.7	12.3	11.4
6	特にない	11.3	13.2	10.4
7	人と接する機会の減少による孤独や孤立	9.7	4.4	12.4
8	通院や通学等の制限 (学級閉鎖や移動制限など)	9.1	12.3	7.3
9	心身の健康面の悪化	9.1	7.9	9.8
10	過重労働、働き方の変化による負担増 (在宅における家事を含む)	6.8	7.9	6.2
11	失業や休業	4.5	2.6	5.7
12	家庭内の不和	4.2	2.6	5.2
13	その他	1.9	0.0	3.1

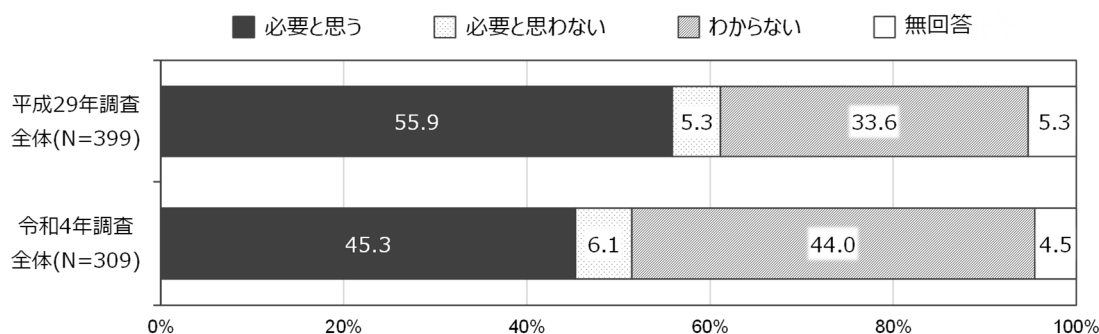
4) 地区のことについて

① 地区のあらゆる人が集まる交流の場について

高齢者や障がい者、子育てしている親等が集う機会について、全体の45.3%の人が「必要と思う」と回答しています。

地区別でみると、「必要と思う」と回答した割合が最も高いのは、中原地区で70.0%、次いで板屋地区(57.1%)、小石原北区(56.3%)となっています。

【地区のあらゆる人が集まる交流の場の必要性（全体）】

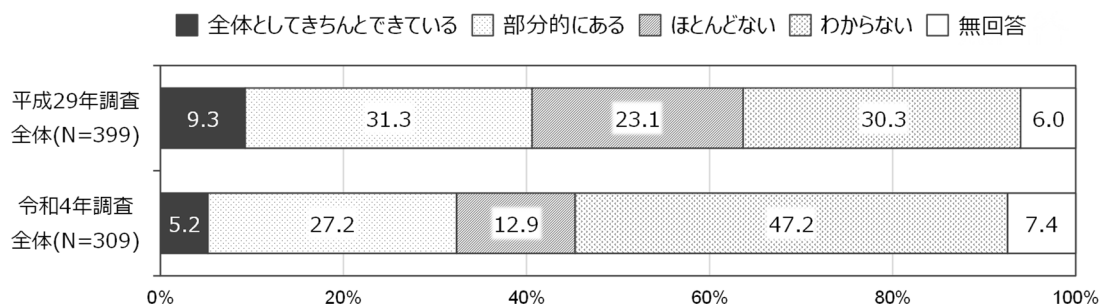


② 地区の連絡体制について

高齢者世帯や障がい者が困っている時にそれを知らせていく連絡体制は、「全体としてきちんとできている」と回答した割合が5.2%、「部分的にある」と回答した割合が27.2%となっており、平成29年調査よりも減少しています。

地区別でみると、「全体としてきちんとできている」と回答した割合が最も高いのは、大行司地区で16.7%、次いで東福井上地区(15.4%)、竹地区(12.5%)の順に続きます。

【地区の連絡体制（全体）】



5) 災害時の対応・防災意識について

① 災害に備えて、地域として取り組むべき活動

災害に備えて、地域として取り組むべき活動は、「近隣で助け合う地域のつながりを強化する（避難支援、情報伝達網の確立）」が44.3%と最も高く、次いで「避難場所を充実させる（避難場所の安全性確保、食料、毛布等の備品、高齢者や障がい者への配慮）」（35.6%）、「村民一人ひとりの防災意識を高める（防災用品や保存食などの自主備蓄）」（28.8%）の順に続きます。

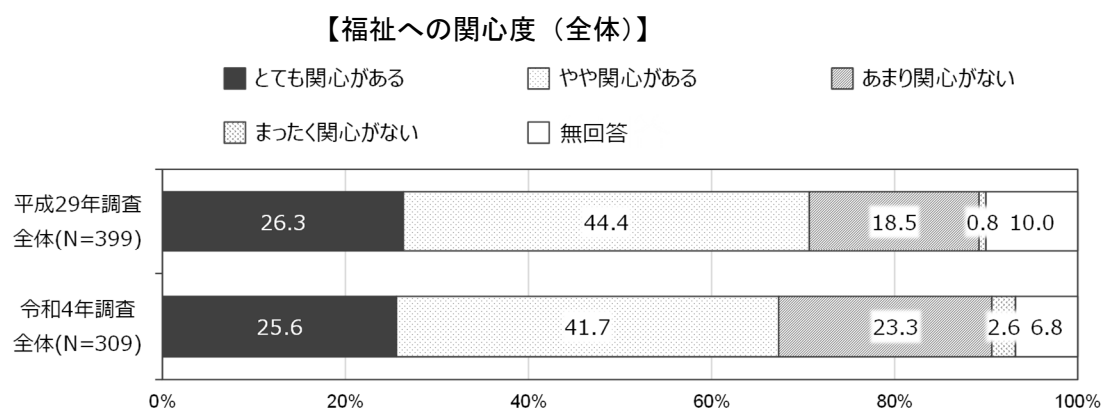
【災害に備えて、地域として取り組むべき活動（全体・性別・年齢別・地区別）】 (%)

		近隣で助け合う地域のつながりを強化する（避難支援、情報伝達網の確立）	災害時に困らないように防災訓練・避難訓練・救護訓練を地区で実施する	高齢者や障がい者等の要配慮者を把握し、避難を支援する担当者を決めておく	村民一人ひとりの防災意識を高める（防災用品や保存食などの自主備蓄）	避難場所を充実させる（避難場所の安全性確保、食料、毛布等の備品、高齢者や障がい者への配慮）	その他	わからない
令和4年調査全体(N=309)		44.3	18.4	27.5	28.8	35.6	2.3	5.2
性別	男性(n=109)	50.5	21.1	26.6	24.8	30.3	4.6	3.7
	女性(n=194)	41.8	17.5	28.4	30.4	37.6	1.0	6.2
	無回答(n=6)	16.7	0.0	16.7	50.0	66.7	0.0	0.0
年齢別	49歳以下(n=64)	40.6	18.8	23.4	35.9	35.9	1.6	7.8
	50歳～64歳(n=50)	48.0	18.0	48.0	18.0	42.0	2.0	0.0
	65歳～74歳(n=93)	45.2	20.4	24.7	33.3	34.4	2.2	2.2
	75歳以上(n=100)	44.0	17.0	22.0	25.0	33.0	3.0	9.0
	無回答(n=2)	50.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0
地区	小石原北区(n=16)	43.8	6.3	50.0	37.5	18.8	0.0	12.5
	小石原中央区(n=27)	29.6	11.1	29.6	22.2	48.1	0.0	3.7
	小石原南区(n=17)	47.1	17.6	41.2	29.4	11.8	0.0	5.9
	鼓北区(n=34)	32.4	26.5	26.5	38.2	41.2	2.9	5.9
	鼓南区(n=23)	39.1	17.4	8.7	34.8	34.8	4.3	8.7
	竹地区(n=16)	50.0	25.0	25.0	31.3	25.0	6.3	0.0
	岩屋地区(n=16)	62.5	12.5	31.3	12.5	37.5	6.3	0.0
	栗松地区(n=18)	38.9	50.0	27.8	33.3	27.8	0.0	0.0
	板屋地区(n=14)	28.6	21.4	42.9	14.3	71.4	0.0	0.0
	中原地区(n=20)	55.0	20.0	5.0	40.0	40.0	0.0	5.0
	大行司地区(n=18)	38.9	11.1	33.3	22.2	50.0	0.0	0.0
	東福井上地区(n=13)	46.2	0.0	61.5	23.1	38.5	7.7	0.0
	東福井下地区(n=21)	57.1	23.8	14.3	23.8	28.6	4.8	14.3
	西福井地区(n=23)	60.9	17.4	34.8	21.7	26.1	0.0	4.3
	上福井地区(n=24)	54.2	16.7	16.7	29.2	33.3	4.2	4.2
わからない(n=4)	0.0	0.0	0.0	75.0	25.0	0.0	25.0	
無回答(n=5)	40.0	0.0	20.0	20.0	40.0	0.0	20.0	

6) 地域福祉・地域の支え合いについて

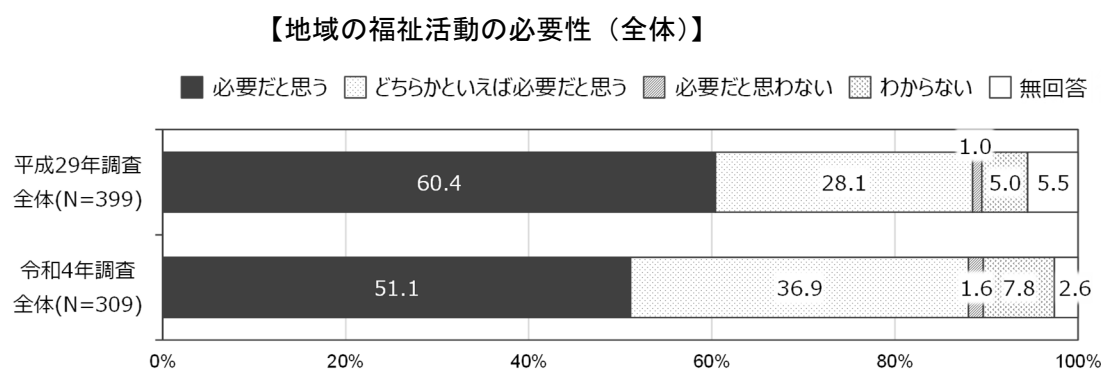
① 地域福祉の考え方

「福祉」への関心について、「やや関心がある」が41.7%と最も高く、「とても関心がある」（25.6%）を合わせると67.3%の人が『関心がある』と回答しています。



② 地域の福祉活動の必要性

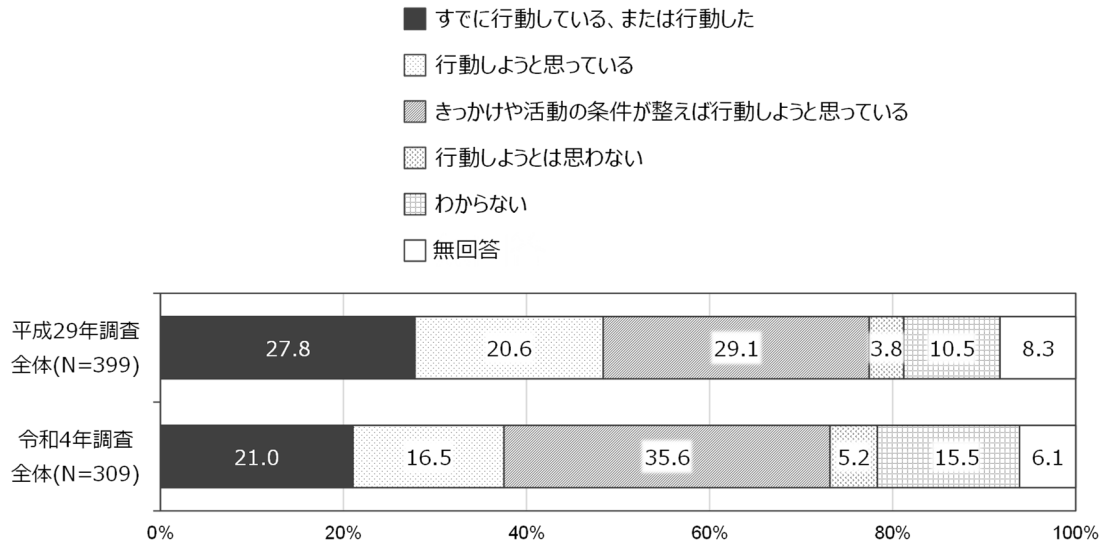
住民が自主的に支え合い、助け合う地域の福祉活動の必要性について、「必要だと思う」が51.1%と最も高く、「どちらかといえば必要だと思う」（36.9%）を合わせると88.0%の人が『必要だと思う』と回答しています。



③ 地域の福祉活動への参加意向

地域で支え合う関係を築くために、「きっかけや活動の条件が整えば行動しようと思っている」との回答が35.6%と最も高く、「すでに行動している、または行動した」（21.0%）、「行動しようと思っている」（16.5%）を合わせると『参加への意思がある人』の割合が73.1%となっています。

【地域の福祉活動への参加意向（全体）】



④ 地域住民からしてほしい支援

ご自身やご家族に助けが必要になった時、地域住民からしてほしい支援は、全体で「日常生活の見守り・声かけ」が50.5%と最も高く、次いで「災害時・緊急時の避難支援」（31.7%）、「買い物や家事、ゴミ出し」（27.2%）の順に続きます。

年齢別でみると、49歳以下では「子どもの短時間の預かり」（17.2%）の割合が高くなっています。

【地域住民からしてほしい支援（全体・年齢別）】

順位	項目	令和4年調査全体(N=309)	49歳以下(n=64)	50歳～64歳(n=50)	65歳～74歳(n=93)	75歳以上(n=100)
1	日常生活の見守り・声かけ	50.5	35.9	66.0	44.1	58.0
2	災害時・緊急時の避難支援	31.7	29.7	24.0	35.5	34.0
3	買い物や家事、ゴミ出し	27.2	15.6	32.0	28.0	32.0
4	日常生活における移動・外出支援	23.6	17.2	28.0	33.3	17.0
5	心配ごとなどの相談相手	20.4	23.4	24.0	20.4	17.0
6	介護を必要とする人の短時間の預かり	14.9	17.2	18.0	12.9	14.0
7	急病になったときの看病	12.9	14.1	8.0	14.0	14.0
8	特に何かして欲しいと思わない	9.1	18.8	2.0	9.7	6.0
9	子どもの短時間の預かり	4.2	17.2	4.0	0.0	0.0
10	手話などのコミュニケーション支援	0.6	1.6	0.0	1.1	0.0
11	その他	1.0	0.0	0.0	3.2	0.0

※令和4年調査全体の順位に基づいて並び替え

第2章 地域福祉の現状と課題

⑤ 今後、充実していく必要がある福祉サービス

充実していく必要がある福祉サービスは、全体では「高齢になっても、障がいがあっても地域で安心して暮らせる周囲の理解や配慮」が50.8%と最も高く、次いで「高齢者福祉サービスの充実」（36.9%）、「福祉サービスに関する情報提供・制度利用案内の充実」（28.2%）の順に続きます。

年齢別でみると、49歳以下では「保育・児童福祉サービスの充実」（42.2%）の割合が、他の年代に比べて特に高くなっています。

【地域の福祉活動への参加意向（全体）】

		(%)				
順位	項目	令和4年調査 全体(N=309)	49歳以下 (n=64)	50歳～64歳 (n=50)	65歳～74歳 (n=93)	75歳以上 (n=100)
1	高齢になっても、障がいがあっても地域で安心して暮らせる周囲の理解や配慮	50.8	31.3	44.0	63.4	54.0
2	高齢者福祉サービスの充実	36.9	25.0	40.0	36.6	44.0
3	福祉サービスに関する情報提供・制度利用案内の充実	28.2	18.8	34.0	33.3	26.0
4	身近な相談窓口の充実	26.9	25.0	22.0	32.3	26.0
5	保育・児童福祉サービスの充実	14.6	42.2	12.0	9.7	3.0
6	生活困窮世帯への経済的援助	11.3	18.8	10.0	12.9	6.0
7	障がい福祉サービスの充実	10.4	17.2	22.0	5.4	5.0
8	障がい者や高齢者、生活困窮世帯などの就労支援	10.0	12.5	14.0	9.7	7.0
9	ボランティアなどの育成や支援	8.4	7.8	12.0	9.7	6.0
10	特になし	5.5	6.3	6.0	5.4	5.0
11	その他	0.3	0.0	0.0	0.0	1.0

※令和4年調査全体の順位に基づいて並び替え

(2) ヒアリングからの課題

本計画の策定にあたり、福祉関係団体・機関等の状況や地域の活動等を把握するとともに、地域の課題を解決し、地域福祉を推進していくために必要な施策等について、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画の基礎資料とするため、本村にある福祉関係団体・機関、事業所にヒアリングを行いました。

1) ヒアリング対象団体

対象団体	対象者	実施日	調査方法
東峰村社会福祉協議会	事務局長	1月18日	直接聴き取り調査
身体障害者福祉協会	会長	1月17日	直接聴き取り調査
保育所(園)※2ヶ所	小石原保育園長	1月17日	直接聴き取り調査
	美星保育所長・保育士	1月17日	直接聴き取り調査
行政区長会	会長	1月17日	電話聴き取り調査
老人クラブ連合会	会長	1月17日	直接聴き取り調査
東峰村民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員	2月1日	直接聴き取り調査

2) ヒアリングの概要

① 東峰村社会福祉協議会

ご意見や主な課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 役場や集落支援員と連携をとりながら支援を行っています。 ○ 村内の社会福祉法人（清和園・宝珠の郷・東峰村社会福祉協議会）の連絡会を立ち上げ、月1回情報交換会を行っています。 ○ 個人情報に関係もあり、転入世帯に関する状況の把握が難しくなっています。 ○ ボランティアセンターは機能していない状況です。そのため、ボランティアの養成に取り組むことはできていません。 ○ サロン等の地域での活動において、核となって活動に取り組む人が少なくなっており、今後どのように活動を進めていくのかが課題となっています。

② 身体障害者福祉協会

ご意見や主な課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり暮らしの世帯には集落支援員が見守りや声かけをしているため安心です。 ○ 公営住宅はバリアフリー化が進んでいます。 ○ 道路の整備が不十分な所があります。 ○ 災害時は、地区ごとに連絡網があり、地域の手助けがあるためスムーズに避難することができます。 ○ 地域での活動に参加するための手段（活動の場までの交通手段）がない場合もあります。

③ 保育所（園）（美星保育所・小石原保育園）

ご意見や主な課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 村内に病気の子どもの預かる施設はないため、保護者が仕事を休んで対応しています。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休園期間中は、保護者や祖父母が対応し、子どもの預け先に困るといった相談等はありませんでした。しかし、サービス拡充を求めている保護者がいる可能性もあります。 ○ 発達等に関して気になる子どもがいた場合は、こぐま学園から専門の人に来てもらい助言を受けています。また、療育が必要な場合には専門機関へつないでいます。 ○ 高齢者に関する福祉を重視する傾向がありますが、これから育っていく子ども達のこともしっかり考えてほしいと思います。 ○ 子どもの状況が気になる時は、保護者も何らかの問題を抱えていることがあるため保護者（家庭）への支援も必要です。

④ 行政区長会

ご意見や主な課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区で行う活動が少なくなっており、年に1・2回しか集まらない地区もあります。また、行事の参加人数が少なくなっています。 ○ 地区ごとに災害時の対応を取り決めています。 ○ 地域の高齢者・障がい者・子育て等に関する問題は、知られたくないという本人や家族の思いもあり、住民同士では、各家庭の詳しい状況まで把握することは困難です。そのため役場が情報を収集・把握し、行政区等に投げかけてほしいです。 ○ 福祉が全ての人々のための仕組みとなるような体制を整備してほしい。 ○ 地域住民がボランティア活動に参加することで、福祉への関心が高まるとともに、人々がともに支え合い、交流する村づくりが進むと思います。

⑤ 老人クラブ

ご意見や主な課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり暮らし高齢者等の見守りは、老人クラブ、集落支援員、民生委員・児童委員等が行っており、いつも誰かが見守っている体制がとられています。 ○ 災害時は、隣組の見守り連絡網の活用や普段から助け合いの関係があるため避難はスムーズです。 ○ 移動スーパーが村内を回っていますが、運転免許返納後の買い物について不安があります。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、交流できる場が少なくなっています。 ○ 高齢者に関する事業やサービスについて、役場へ相談に行った時に初めて知る場合も多いため、情報提供・啓発がもっと必要だと思います。

⑥ 東峰村民生委員・児童委員協議会

ご意見や主な課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員には守秘義務が課されていますが、個人情報保護への意識の高まりから、要援護者の情報など必要な情報が民生委員に十分に提供されていません。そのため、要援護者がどこにどのくらいいるのか把握が難しく、活動の充実を図る上で困難さを感じています。 ○ 本村は高齢者が多いという特色があり、老老介護や認知症に関する問題が今後増加すると思います。高齢になっても元気に住み慣れた地域で安心して過ごせる環境づくりが必要です。 ○ 地域のつながりは希薄化し、住民の直面する課題は複雑化・複合化しているように感じます。いまの時代に合った形で向こう三軒両隣を実践し、住民同士のつながりを深めることで、新たな課題等に対応できるのではないかと思います。 ○ 遊具が充実した公園があると、親同士が子どもの悩みや成長等について気軽に話し合い交流できる場になると思います。

(3) 第2次計画の実施状況からの課題

第2次計画の取り組みの状況と課題について、関係課のヒアリングに基づいて、施策の柱ごとにとりまとめを行いました。

基本目標 1 みんなで支えあい 心つながる むらづくり

施策の柱 (1) 地域における声かけや見守り体制の充実	
取り組みの方向性	
①	地域の見守りネットワークの構築
取り組みの状況	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日ごろからあいさつを行い、隣近所に気になる人がいたら、周囲の人と協力しながら声かけや見守りを行っています。 ▶ 地域では民生委員・児童委員、集落支援員、老人クラブの愛の一声運動等によりひとり暮らし高齢者等を訪問し、解決できない問題の場合は、行政等に相談して、ともに解決に向けて取り組んでいます。 ▶ 行政は、社会福祉協議会が活動を推進していく上で、個人情報取り扱いに留意しながら必要な情報提供を行い、見守りネットワークの構築を支援しています。 	
取り組みの評価・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生委員・児童委員、集落支援員、老人クラブ等の各団体が、情報共有しながら地域の見守り活動が推進されていることは高く評価されます。 ◆ 生活困窮等の複合的な問題については、行政の総合的な支援が必要とされます。 	
施策の柱 (2) 地域コミュニティ ¹ の強化	
取り組みの方向性	
①	地区の祭り・イベントの維持
②	地区の集まりの維持・機会づくり
取り組みの状況	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域住民は、地域のお祭りや行事へ積極的に参加し、伝統行事を継承しています。 ▶ 地区における集まりの状況や開催における課題を把握し、支援しています。 ▶ 地域のお祭りや行事について、広報紙やとうほうテレビ、ホームページ等を活用して、村内外に情報を発信し、活性化を図っています。 ▶ 地域活動に関する補助金制度を周知し、利用を促しています。 	
取り組みの評価・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域のお祭りや行事を継承してきましたが、人口減少・少子高齢化等により、継続が難しい地区があります。地域活動の新しいリーダーや担い手の育成・確保が必要です。 	

¹ 地域コミュニティ：地域住民が地域づくり活動や地域課題の解決など、地域に関わるさまざまな活動を自主的・主体的に展開している地縁型組織（集団）。

施策の柱（3）ふれあう機会の充実	
取り組みの方向性	
①	高齢者等のふれあいの場・機会の充実
②	子育て世代・若い人が地域とふれあう場・機会の充実
取り組みの状況	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域においてサロンが運営されていますが、新型コロナウイルス感染症による活動の自粛や世話役の後継者がいないこと等の理由により現在7か所に減少しています。 ▶ 障がい者も参加しやすいような地域行事の企画は不十分です。 ▶ 行政は、子育て世代包括支援センターを設置し、専門性の高い子育て支援に取り組んでいます。 	
取り組みの評価・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ サロン等の地域での活動に中心となって取り組む人材の育成が必要です。 ◆ ふれあいの場への参加者が増えるように内容や方法を工夫しながら、場づくりを検討することが必要です。 	

施策の柱（4）福祉意識・人権意識の向上	
取り組みの方向性	
①	福祉意識・人権意識の向上を目指した教育・啓発の推進
取り組みの状況	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子どもたちは、障がいの有無に関係なく、共に学び、共に遊んでいます。 ▶ 隣近所では、手助けが必要な人が置かれている状況に関係なく、あいさつや声をかけあい、困っていることがあれば話を聞くことができます。 ▶ 行政は、福祉や人権について正しい理解をもち、福祉意識・人権意識を高めることができるよう、人権研修会や広報紙・とうほうテレビを活用し普及・啓発活動を行っています。 ▶ 学校教育においては、人権に関する教材を活用した授業や福祉活動体験学習、中学生と保育園児の交流等を実施しています。 	
取り組みの評価・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉や人権に関する学習機会の提供や啓発活動を実施していますが、今後さらに子どもたちへの学習を強化することが必要です。 ◆ 高齢者世代に人権に関する学習が十分に浸透していない現状があるため、引き続き啓発活動が必要です。 	

基本目標2 健やかな心とからだで幸せあふれる むらづくり

施策の柱（1）病気の予防・健康づくりの推進	
取り組みの方向性	
①	健康増進に向けた取組の充実・強化
②	医療体制の充実
取り組みの状況	
▶	行政は、広報紙、とうほうテレビ、ホームページ、情報発信サービスを活用し、各種健（検）診の受診を促しています。また、ウォーキングマイレージ事業やスポーツ活動への参加を促しています。
▶	保健・医療・福祉関係者と協議を行いながら、村内の診療体制や在宅医療の充実等、医療体制の充実に努めています。
▶	行政は、健康診査結果や受診履歴等、保健医療情報ネットワークの整備など、保健・医療・福祉が一体となった支援体制を構築しています。
取り組みの評価・課題	
◆	健康増進に向けた取組への参加を促していますが、参加状況は個人差があります。地域において、参加を呼びかけることが必要です。
◆	今後も、村内の医療体制の充実に努めることが必要です。

施策の柱（2）福祉サービスの情報提供・相談体制の充実	
取り組みの方向性	
①	福祉サービスの情報提供・利用支援
②	身近な相談窓口の充実
取り組みの状況	
▶	日ごろから、村の広報紙、社協だより等で福祉サービスに関する情報提供を行っています。
▶	地域包括支援センターでは、専門職による相談支援を行っています。
▶	村民の相談内容は、高齢者支援以外にも、障がい福祉、子育て支援、生活困窮など複数の事案が関係している場合があり、総合的に対応する必要があります。
取り組みの評価・課題	
◆	広報紙等やホームページによる情報提供を充実する必要があります。
◆	地域包括支援センターの相談受付内容を母子保健、障がい分野、生活困窮等に広げ、福祉に関するあらゆる相談を受け付けることが求められています。また、相談者の利便性を考慮して、相談先は1か所にまとめる必要があります。
◆	行政、社協など関係機関の一層の連携強化が求められています。

施策の柱（3）包括的な支援体制づくり	
取り組みの方向性	
①	社会福祉協議会による地域福祉の推進
②	民生委員・児童委員の活動支援
③	地域が一丸となった支援体制の構築
取り組みの状況	
▶	社会福祉協議会の活動は、「社協だより」によって広報しています。
▶	社協は、行政、地域包括支援センター、民生委員・児童委員等と協力して事業を実施しています。
▶	基幹相談支援センターを開設し、社協が受託して障がい福祉に関する相談支援を行っています。
▶	共生型の多世代交流・多機能型の拠点整備は、実施していません。
▶	生活支援体制整備事業を実施し、協議体を設け、サロン活動の実施支援や買い物支援等を行っています。
取り組みの評価・課題	
◆	地域包括支援センターは、認知症施策の推進が必要であり、社協や集落支援員との連携強化により、地域包括ケアシステムを深化させる必要があります。
◆	成年後見制度による権利擁護の取組の推進が求められています。
◆	地域包括支援センターにおける事業を充実させる必要があります。

施策の柱（4）地域を支えるむらびとづくり	
取り組みの方向性	
①	地域の世話人づくり
②	ボランティアの養成
取り組みの状況	
▶	集落支援員は2名から5名へ増員しています。
▶	社協による平常時のボランティアセンターの開設は行われていません。ボランティア養成講座は開催していません。
▶	ボランティア活動へのポイント付与の取組は実施していません。
取り組みの評価・課題	
◆	村民による日常的なボランティア活動は、人口減少や高齢化の進展により難しい面があります。
◆	災害時における避難行動要支援者の支援など、具体的な支援活動は可能であるため、必要に応じてボランティア活動を呼びかけていく必要があります。

基本目標3 いつまでも 暮らしやすく 安らぎを感じる むらづくり

施策の柱（1）災害時の避難支援体制の強化	
取り組みの方向性	
①	災害時に支援を必要とする人の把握及び支援体制の強化
②	住民一人ひとりの防災意識の高揚
取り組みの状況	
▶	地域住民は、日頃からの防災意識は高く、避難場所・避難経路の確認や3日分の食料備蓄等を行っています。
▶	全地区で地区防災計画の策定を行っています。（令和2年5月）
▶	集落支援員によってひとり暮らし高齢者等へ週一回の安否確認が行われています。
▶	ひとり暮らし高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の名簿について、毎年度更新し、これに要支援者と支援者が登録されています。
▶	防災の日に防災訓練を実施し、全地区で取り組んでいます。
取り組みの評価・課題	
◆	地域住民の防災に関する意識は高いことから、防災訓練における村民の参加を増やし、避難行動の実効性を高める必要があります。
◆	地区防災計画の内容を地区住民に周知し、日常的な避難行動の確認が求められています。

施策の柱（2）自立した生活支援体制の充実	
取り組みの方向性	
①	生活困窮者の自立に向けた支援
②	子どもの未来を守る取組の推進
取り組みの状況	
▶	地域において、気になる子どもがいた場合には、見守りや必要に応じて声をかけることができています。
▶	行政は、民生委員・児童委員と連携しながら支援機関につないでいます。
▶	生活に困っている家庭や子どもが地域で気軽に集まれるような居場所づくりは、村内にNPOやボランティア団体等がなく、難しい状況です。
取り組みの評価・課題	
◆	生活に困っている家庭や子どものことを相談できる窓口を明確にして、日常的に対応できる体制を整備する必要があります。
◆	気になる子どもが気軽に通うことのできる居場所をつくる必要があります。

施策の柱（3）安心・安全に生活できる環境の整備	
取り組みの方向性	
①	地域住民の協力による買い物支援
②	外出を支援する交通手段の確保
③	地域ぐるみで防犯・交通安全対策の推進
取り組みの状況	
▶	高齢者外出支援タクシー利用助成（年間120枚）、福祉タクシー料金助成（年間120枚）、通学定期券購入助成、西鉄バス特別定期券購入助成を実施しています。
▶	令和4年度の東峰村地域公共交通活性化協議会において、乗合タクシーによって、利用者の希望する時間帯や運行ルートによる公共交通手段の検討が行われています。
▶	移動スーパーが各地区を週4回巡回し、食品・日用雑貨の販売を行っています。これにより、地域では、高齢者等の買い物需要に対応できています。
▶	生活支援体制整備事業によって、社協が買い物支援を行っています。
取り組みの評価・課題	
◆	タクシー料金助成等によって、外出の交通手段の確保が進んでいます。
◆	地域公共交通の整備によって、利用者の利便性が向上することが期待されます。
◆	移動スーパーは、地域の買い物需要に応えるものとして高く評価されます。運行や取扱い商品など、日常的に利用者の要望に応えることが望まれます。

施策の柱（4）安心して過ごせる空間づくり	
取り組みの方向性	
①	村全体のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
②	安心して暮らせる住まいの確保
取り組みの状況	
▶	地域では、高齢者や障がい者が感じる建物利用の障壁について、民生委員・児童委員や集落支援員が把握した場合には行政へ報告し、必要な改善の提案を行っています。
▶	行政は、村内の公共施設・建築物等のバリアフリー化、誰もが利用しやすい施設整備（ユニバーサルデザイン）を推進しています。
▶	公営住宅へ的高齢者、障がい者、ひとり親等の優先入居を進めており、建て替えにおいては、高齢者対応、バリアフリー化を行っています。老朽化した住宅において、バリアフリー化は進んでいません。
取り組みの評価・課題	
◆	公共施設のバリアフリー化は進んでいます。
◆	公営住宅の建て替え時にバリアフリー化に対応しています。
◆	国道では歩道のない箇所があり、高齢者、障がい者等には危険な状況です。

(4) 村の地域福祉の主要課題

これまでの統計資料やアンケート調査、ヒアリング調査、第2次計画の実施状況の把握から、本村の地域福祉の主要課題を次のように整理します。

1) 相談支援機能の強化

これまでも高齢者の介護や認知症の問題、障がい、子育ての悩み、生活困窮等に村や社会福祉協議会で対応してきましたが、高齢化の進行や社会情勢の変化により、村民の抱える問題は複雑化・複合化しており、これらの様々な相談に応じ、担当者が総合的に支援する相談体制が求められています。

2) アウトリーチによる支援機能・連携強化

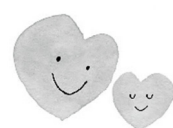
現在も民生委員・児童委員や集落支援員により、ひとり暮らし高齢者等へ訪問し、状況の確認等を行ってきました。今後も表に出にくい問題を把握し、解決につなげるアウトリーチ（訪問支援）による継続的な支援の強化が必要とされます。さらに、行政と密接に連携を図り、村の総合的な支援につなげる必要があります。

3) 住民主体の支援の強化

ごみ出しなど日常の困りごとの解決や、清掃などの暮らしやすい環境づくりにおいては、地域住民相互の取組が重要です。災害時の避難などは、地域住民の協力が不可欠と言えます。

高齢化の進行や生活に不安を抱えざるを得ない社会情勢の中で、住民同士の支え合いがますます重要となります。

地域住民が主体的に支え合うことが必要とされており、さらに困難な問題は支援者や行政につなげていく機能を強化していく必要があります。



第3章

第3次東峰村地域福祉計画及び東峰村 地域福祉活動計画の基本理念・目標

第3章 第3次東峰村地域福祉計画及び東峰村地域福祉活動計画の基本理念・目標

1 計画の基本理念

第2次計画では、地域住民と行政の協働による地域福祉を推進するとともに、これまで培ってきた住民同士の強い結びつきのもとで、「思いやりと支えあいの心があふれ、いきいきと暮らせる東峰村」の実現を目指し、様々な施策に取り組んできました。

一方で、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行や、新たに発生した新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域では集まりの機会や人数が減少し、地域のつながりが弱まっている地区も見られます。

このような社会的変化に対応し、村民が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていけるよう、村民がお互いを支えあい、助けあいながら地域を共に創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を、さらに深めることが必要となっています。

このために、今後も地域住民や団体、事業者、社会福祉協議会、行政がつながり、ともに支え合い、福祉活動に取り組むこととし、さらに行政は村民の生活課題や福祉の訴えを受け止め、課題解決に向かう体制づくりを進めることとします。

以上から、第3次東峰村地域福祉計画・東峰村地域福祉活動計画の基本理念を「村民がつながり、支え合い、安心して暮らせる東峰村」と定め、住民、地域、社会福祉協議会、行政が一体となって地域福祉を推進します。

基本理念

村民がつながり、支え合い、
安心して暮らせる東峰村

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、第3次東峰村地域福祉計画及び東峰村地域福祉活動計画の基本目標を次のように定めます。

基本目標 1

みんなで支え合い 心つながる むらづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住民同士の支え合いや助け合いが必要であるため、日頃からあいさつ、声かけできる関係づくりを進めます。また、地域住民による支え合いを身近に実感できる地区の祭りや行事に、担い手としても参加して地域コミュニティの維持を図ります。

幸せな暮らしのための福祉の意義、お互いの人権を守る意識の醸成のために、福祉教育、人権教育・啓発を推進します。

民生委員・児童委員、集落支援員等の見守りネットワーク活動を維持・促進し、行政等と連携して支援につなげていきます。

基本目標 2

悩みや不安を丸ごと受けとめる むらづくり

今回のアンケート調査結果では、村民が「老後や介護」など様々な悩みや不安を抱えており、公的な機関に相談している人は10%に満たない状況にあります。悩みを抱えている方が安心して相談できる体制が必要となっています。現在も福祉や健康に関する相談は、役場庁舎や訪問先で受けていますが、高齢者だけでなく、障がい者、子育て世代等が抱えるすべての悩みや不安を丸ごと受け止める体制の整備を目指します。

基本目標 3

健康と福祉をもたらす むらづくり

高齢化、長寿化の中、すべての人が生涯にわたって、心身ともに健康でいきいきとした生活を送ることが重要となっています。そのため、一人ひとりが自らの健康づくりを意識するとともに、健康づくりに関する教室やサロン活動等に参加し、地域ぐるみで健やかな心とからだを育てていくことを目指します。

また、健康を維持していくために身近な医療機関として、現在の医療体制の維持・充実を目指します。さらに、福祉サービスを適切に利用できるように行政の情報提供の充実を図るとともに、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援等のきめの細かい福祉サービスの提供を目指します。

基本目標4

安全・安心な むらづくり

平成27年の九州北部豪雨等の被災の経験を踏まえて、今後も災害時の避難行動を円滑に行うことができるように地域で避難支援できる体制を強化し、平常時からの防災意識を高めます。

また、高齢者等の買い物支援や日常の移動を充実させ、公共交通の確保を目指します。さらに、高齢者や障がい者等への詐欺や消費者トラブルを近隣による声かけや見守りで防止します。

高齢者や障がい者、子育て世代が安心して外出等ができるように公共施設や道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。また、低所得者など住宅の確保に配慮が必要な人への住宅の確保を支援します。

3 計画の施策の体系

: 重点施策



4 計画の重点施策

基本理念の実現に向け、本計画の重点施策を以下のように定めます。

重点施策1 包括的な支援体制の整備（総合相談の整備）

老老介護、障がいのある親と児童、生活困窮家庭、ひとり親、子育ての悩みなど福祉的な課題が複雑化・複合化する中で、制度の狭間で支援が届いていない、困難を抱えていることが表に出ていない住民・家庭が存在すると予想されます。

このため、高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭、生活困窮者等すべての人を対象として相談に応じ、具体的な支援に包み込む「地域包括ケア」の支援体制を構築します。

そこで、総合相談窓口機能を整備し、相談を包括的に受け止め、その場で専門職による個別支援が行われる包括的な支援体制を整備します。

重点施策2 見守りネットワーク活動の促進

現在、民生委員・児童委員、集落支援員、老人クラブ等の方々が、ひとり暮らしの高齢者等を訪問し、安否確認等を行っています。また、地域ケア会議や集落支援員の報告の場等で定期的に情報共有し、課題解決に向けて行政や社会福祉協議会と連携しています。

それぞれの見守りネットワークの活動の維持・促進を図り、行政等と連携して支援につなげるとともに、個人情報保護に留意しながら、関係機関・団体との連携を強化します。

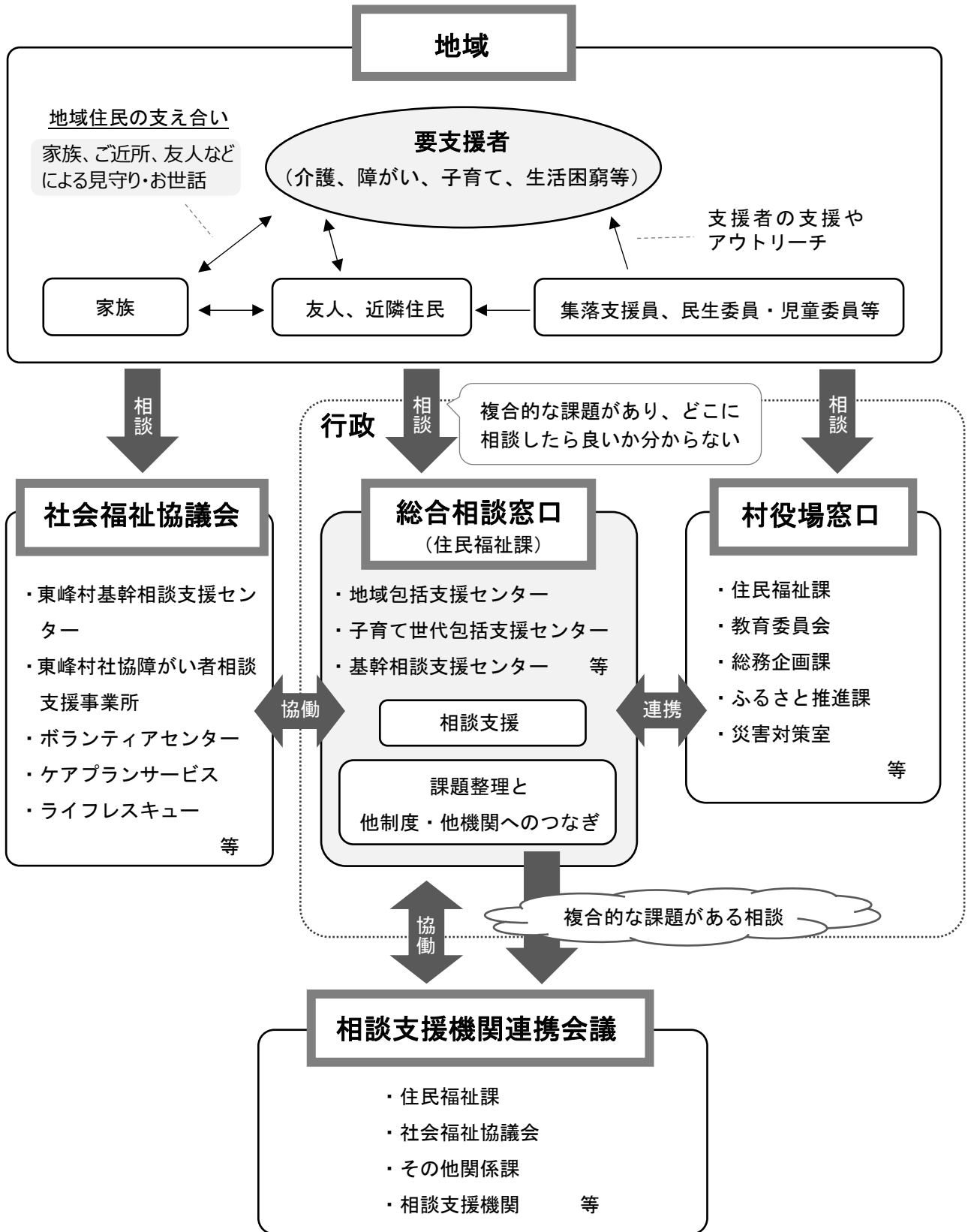
重点施策3 住民による支え合いの促進

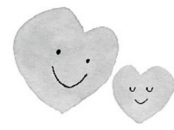
進学・就職等による転出や高齢化などにより、人口が減少し、地域の交流が難しい地区が生じていますが、身近な近隣へのあいさつや声かけ等により住民同士で支え合える関係を維持し、ひとり暮らし高齢者等への地域住民による見守り活動を促進します。

また、地区の祭りや行事に誘い合って参加するとともに、健康づくりのため、サロン活動の担い手としての参加を促進します。

さらに、地区防災計画に基づいて、災害時における避難行動要支援者に対する支援ができるように地域住民による避難体制の維持・強化を図ります。これらの活動の理解を深めるため、福祉や人権に関する意識を高める教育・啓発活動を推進します。

■重点施策のイメージ





第4章

施策の方向

第4章 施策の方向

基本目標1

みんなで支え合い 心つながる むらづくり

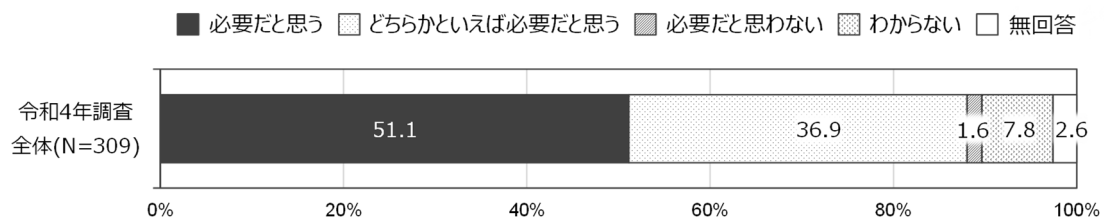
1-1 住民による支え合いの促進 【重点施策】

現状と課題

- 団体ヒアリング調査では、地域のつながりは希薄化し、地域住民の直面する課題は複雑化・複合化しているように感じています。
- アンケート調査では、地域住民が自主的に支え合い・助け合う活動の必要性について、「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」と回答した人の割合は88.0%と高くなっており、地域住民による支え合いの促進は見込めると考えられます。
- 子どもから高齢者まで、地域での支え合いやつながりの大切さを共有し、地域福祉活動への関心を高めていくことが求められます。

参考データ

【住民同士の支え合い・助け合いの必要性】



取り組みの方向性

- ① 地域における声かけ・見守り活動の促進
 - 家族や近所での日常的な見守りや声かけ等の支え合い・助け合いの活動を、地域ぐるみの活動に広げていきます。
- ② 地域活動への参加促進
 - 地域の人と人との交流を促進・活発化させ、多様な人材による地域活動を行い、地域共生力の向上を図ります。
- ③ 福祉教育、人権教育の推進
 - 普段の暮らしの幸せをどのように地域で実現していけばいいのかをみんなで考えていく福祉教育・人権教育を推進します。

具体的な取り組み

地域で取り組むこと

住民一人ひとりが取り組むこと

- 日ごろからあいさつや声かけを心がけ、地域の人とのコミュニケーションを積極的に図ります。
- 近所の高齢者や障がい者等の支援が必要な人や、引きこもりがちの人、地域活動へ誘っても来ない人を把握し、必要に応じて支援や福祉サービスにつなげます。
- 福祉教育や人権教育に関する講座等に積極的に参加し、福祉や人権についての理解を深めます。

地域の支援者・団体などが取り組むこと

- 民生委員・児童委員、集落支援員等が定期的に、ひとり暮らし高齢者世帯等を訪問し、気になる世帯や解決できない課題に遭遇した時は、行政等に相談し、共に解決に取り組みます。
- 高齢者、障がい者、子どもなど誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、世代間の交流を深めます。
- 人権擁護員は、様々な困難を抱える人に寄り添うとともに、地域の人権意識を高めるための研修等を行います。
- 自治公民館活動の中で福祉教育や人権教育を学習します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ▷ 福祉活動を行う人や団体等を組織化し、見守りネットワークの構築・強化を図ります。
- ▷ 地区におけるサロン活動の状況や課題、社会資源を把握し、地域住民の自主的な地域福祉活動を支援します。
- ▷ 小・中学生を対象とした福祉活動体験学習（疑似体験学習など）の充実を図ります。

行政が取り組むこと

- ◇ 民生委員・児童委員、集落支援員、見守り活動を行う団体等の連携を支援します。
- ◇ 地域における支え合いの基礎となる地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
- ◇ 地域のお祭りや行事、交流の場や機会について、広報紙やとうほうテレビ、ホームページ等を活用して、村内外に情報を発信し、活性化を図ります。
- ◇ 地域活動に関する補助金制度を周知し、利用を促します。
- ◇ 公民館学級・講座の中で人権教育に関する学習を実施します。
- ◇ 同和問題啓発強調月間、人権週間に研修会等を開催します。
- ◇ 福祉や人権に関する教材を活用した授業や福祉活動体験学習の充実を図ります。
- ◇ 福祉や人権について正しい知識をもち、福祉意識や人権意識を高められるよう、広報紙やホームページ等を活用して普及・啓発に取り組みます。

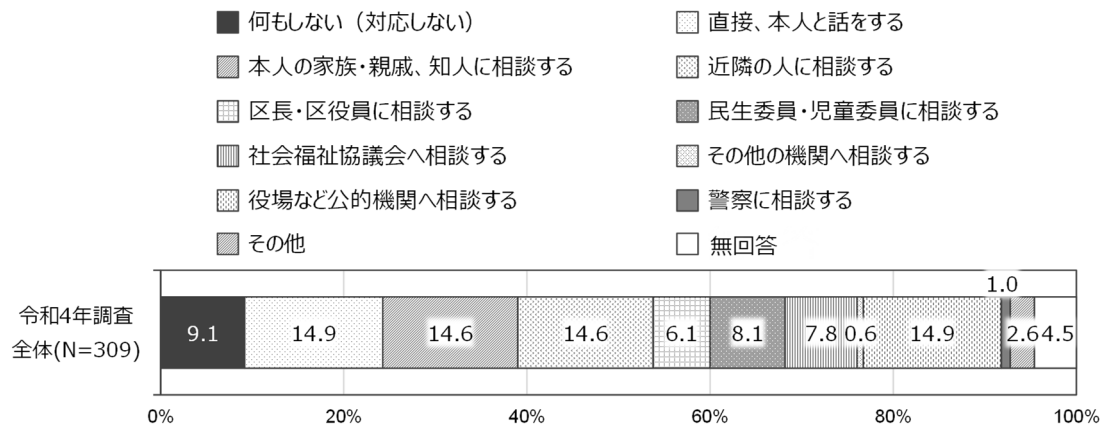
1-2 見守りネットワーク活動の促進 【重点施策】

現状と課題

- 高齢化が進行する中で、家族等と同居している世帯は減少する一方、高齢者のみで構成される単身世帯や夫婦のみ世帯は年々増加しています。
- 社会福祉協議会が配食サービスの際に、一人ひとりに声かけを行い、手渡しすることにより、ひとり暮らし高齢者等の安否確認や健康状態等の把握を行っています。
- 民生委員・児童委員、集落支援員、老人クラブなど各団体が、情報共有しながら地域の見守り活動を行っています。
- 関係課ヒアリング調査では、行政は個人情報の取扱いに留意しながら必要な情報提供を行い、見守りネットワークの構築を支援しています。一方、団体ヒアリング調査では、要援護者の情報など必要な情報が得られていないと感じています。
- アンケート調査では、見守り等の支援が必要な人や気になる人への対応で、「何もしない」「無回答」を除く、86.4%は何らかの対応をすると答えており、地域住民による見守り活動の実施は見込めると考えられます。

参考データ

【見守り等支援が必要な人や気になる人への対応】



取り組みの方向性

① 支援につなげるネットワーク活動の促進

- 地域住民のちょっとした変化に気づき、支援を必要としている人を早期に発見し、深刻化する前に支援につなげる見守りネットワークの充実を図ります。
- 見守る人・発見する人と相談支援機関とのネットワークの充実を図り、支援を必要とする人が適切な支援につながる体制を強化します。

具体的な取り組み

地域で取り組むこと

住民一人ひとりが取り組むこと

- 自分や家族だけでは解決できない問題や悩み、不安等について、身近な人や支援者に相談します。
- 隣近所や身近な人で困っている人や見守りが必要な人がいないか気にかけて、自分ができる範囲で手助けや声をかけます。
- 隣近所や身近な人では解決できない課題に遭遇した時は、民生委員・児童委員や集落支援員、社会福祉協議会、役場の相談窓口等の関係機関につなげます。

地域の支援者・団体などが取り組むこと

- 困っている人や見守りが必要な人を把握し、声かけや見守りを行います。
- 困難な問題を抱える人や家庭を訪問し、相談に応じます。
- 気になる世帯や解決できない課題に遭遇した時は、行政等に相談し、共に解決に取り組みます。
- 高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の見守りネットワークの構築に向けて行政や社会福祉協議会と協議し、各地域において見守り活動を組織的に進めていきます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ▷ 福祉活動を行う人や団体等と連携して、地域の中で支援を必要とする人を把握し、行政や関係機関または社協独自の支援事業や相談に結び付けていきます。
- ▷ 福祉活動を行う人や団体等を組織化し、見守りネットワークの構築・強化を図ります。
- ▷ 地域を見守るボランティアの増員を図るとともに、ボランティア研修を行います。

行政が取り組むこと

- ◇ 民生委員・児童委員、行政区など様々な主体が参加して、地域の連携のあり方を行政・社会福祉協議会などを交えて協議する機会を確保します。
- ◇ 民生委員・児童委員、集落支援員、社会福祉協議会、地域の見守り活動を行う団体との連携を密にし、情報の共有化を図りながら、ネットワークづくりを進めます。
- ◇ 地域のことを住民自身が、自分たちの地域は自分たちで住みよくするという意識のもと、若者から高齢者まで、多様な住民が参画する地域コミュニティづくりを支援します。
- ◇ 保健・税・住宅・水道など、全庁的な連携体制を整え、生活に課題を抱える人の早期発見・支援体制づくりを促進します。
- ◇ 複合的な課題に対応できるよう、福祉のほか、医療、保健、就労、産業、教育などの多様で多岐にわたる専門分野と横断的なネットワークを構築します。

基本目標2

悩みや不安を丸ごと受けとめる むらづくり

2-1 包括的な支援体制の整備 【重点施策】

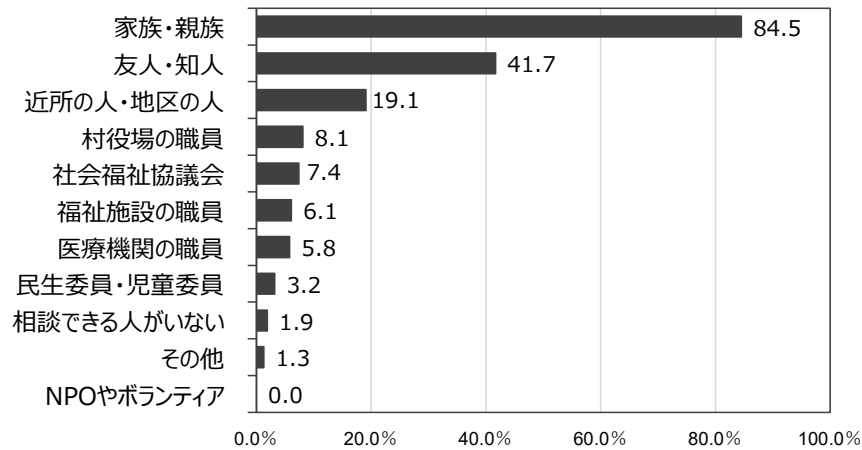
現状と課題

- これまでは、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者等の分野ごとに相談窓口があり、それぞれが必要なサービスを提供してきました。しかし、8050問題²やダブルケアなど複雑化・複合化した課題を抱える世帯が増加し、分野ごとの対応だけでは課題の解決は難しくなっています。
- 関係課ヒアリング調査からは、村民の相談内容は、高齢者支援以外にも、障がい福祉、子育て支援、生活困窮など複数の事案が関係している場合があり、福祉に関するあらゆる相談を総合的に受け付ける体制が求められています。
- 地域には、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立したり、どこに相談してよいか分からない人がいます。分野をまたがる相談にも幅広く対応し、地域住民が相談しやすく、必要なサービス情報を容易に得ることができる体制の整備が重要です。また、村のソーシャルワーカーなどの専門職と集落支援員、民生委員・児童委員などの各種相談員が連携・協働し、アウトリーチ型（訪問型）の相談支援に取り組むことが必要になります。
- 包括的な相談に対応するためには、関係機関・団体との連携や情報共有、専門的な知識や各種制度に精通した職員配置などの相談支援体制の強化が必要です。
- アンケート調査では、不安なことや悩みの相談先は「家族・親族」「友人・知人」との回答が多く、「村役場の職員」「社会福祉協議会」等の専門職への相談は少なくなっています。一方、東峰村に必要なことは「保健・医療・福祉の情報提供や相談窓口を充実させる」「身近なところでの相談窓口の充実」が約20%と高くなっています。

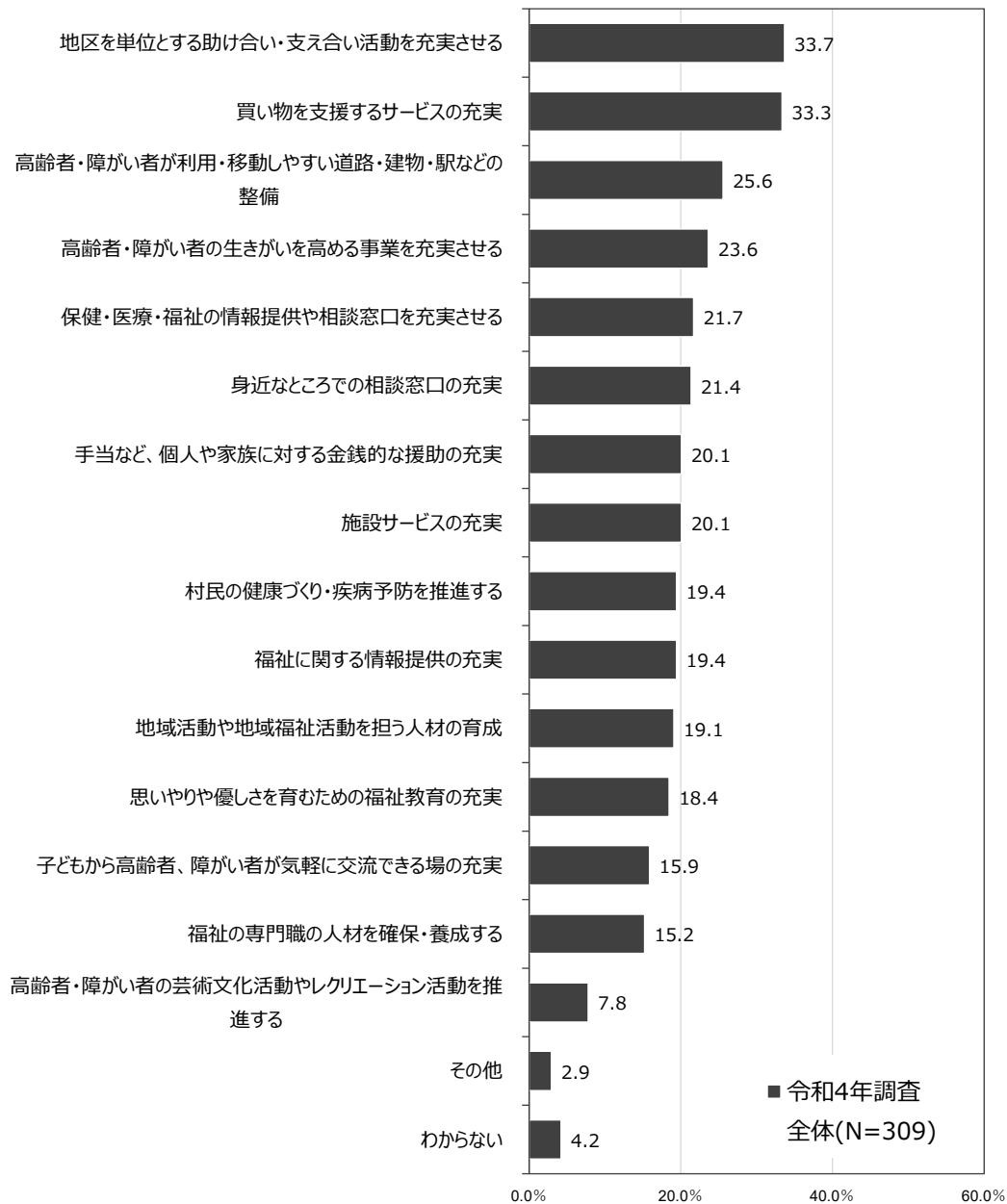
² 8050問題：子どものひきこもりが長期化することなどで、80代の親が50代の子どもを養うといった状態に至り、経済的に困窮・孤立する社会問題。

参考データ

【悩みや不安を相談する相手】



【東峰村に必要なこと】



取り組みの方向性

① 総合相談窓口の整備

- 誰もが必要な支援にたどりつく、相談しやすい相談窓口（相手）の拡充を図ります。生活課題を抱えている人、その背景にある家庭や地域まで「丸ごと」受けとめ、断らない総合相談支援を目指します。また、相談を受けたものやその場だけでは課題を解決できないこともあるため、適切な相談支援の場へとつなげていく連携の仕組みづくりを検討します。

② 地域が一丸となった支援体制の整備

- 地域住民等の複雑化・複合化した課題に対応するため、福祉の推進を目的に活動している団体や専門職などと行政が連携し、多機関の協働による包括的な支援体制を構築する必要があります。そのため、多機関が協働で支援するためのチームの編成・位置づけを検討します。

具体的な取り組み

地域で取り組むこと

住民一人ひとりが取り組むこと

- ひとりでは解決できない問題や悩み、不安などを身近にいる人や相談員に相談します。
- 地域で困りごとや悩みを抱えている人や家庭を日頃から気かけ、支援の必要性が確認できた場合には、民生委員・児童委員、集落支援員、行政の相談窓口など関係機関へつなぎます。

地域の支援者・団体などが取り組むこと

- 地域で困っている人や見守りが必要な人を把握し、日頃の見守りや声かけを行い、包括的な支援体制の構築に努めます。
- 地域住民の福祉ニーズに対して、できる限りアドバイスや支援ができるよう、研修会や講座などを活用し、スキルアップに努めます。
- ひとりの支援者、一つの団体だけでは解決が難しい課題を解決できるよう、多様な関係機関などとの連携体制を強化します。
- 関係者会議等を通じて専門的な立場での参加・協力をを行い、多機関協働の支援体制の構築に努めるとともに、新たな資源づくりの検討に協力します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ▷ 社会福祉協議会が行う相談支援事業の周知を図ります。
- ▷ 複合的な課題を抱える人への個別相談・支援に取り組めます。
- ▷ 複雑化・複合化した地域生活課題を解決へとつなぐことができるよう、多様な関係機関とのネットワークを強化し、総合相談の体制づくりに努めます。
- ▷ 相談窓口に来ることが困難な人には、電話での対応やご自宅への訪問など、誰もが相談できる体制づくりに努めます。
- ▷ 社会的に孤立している人や困窮している人に寄り添い、つながり続けることを目的とする伴走型支援³を実施します。
- ▷ 多様な関係者・団体と連携し課題解決に努めます。
- ▷ 関係者会議等に参加し、情報共有やニーズ把握を行い、新たなサービス開発を検討します。

行政が取り組むこと

- ◇ 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受けとめる総合相談窓口を整備するため、庁内の部署間の連携を図ります。
- ◇ 専門的かつ複合的なニーズに対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高め、断らない相談窓口としての相談支援体制の強化を図ります。
- ◇ 複合的な課題を抱える困難事例等の解決について、（仮）相談支援機関連携会議を開催し、関係機関等のそれぞれの役割などを確認し、地域住民のニーズに沿った適切な対応ができるよう、包括的な支援体制の充実を図ります。
- ◇ 支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援が届いていない人に訪問等を通じて、寄り添い、伴走しながら、つながり続けることを目指す伴走型支援を実施できる体制づくりを推進します。
- ◇ 社会への参加に向けた支援が必要な人には、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、社会参加の実現を図ります。
- ◇ 地域住民、民生委員・児童委員、集落支援員、社会福祉協議会、行政等が一体となって関係者会議を行い、多様な関係者・団体間の定期的な情報共有及び連携・協働の取組を推進していきます。
- ◇ 高齢者、障がい者、子ども、困窮者等の既存の取組については緊密な連携を図るとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、多分野協働による新たな資源作りを検討します。
- ◇ 相談を受けられる場が分かるよう、広報紙やホームページ等を活用して周知を図ります。

³ 伴走型支援：社会的に孤立している人に寄り添い、つながり続けることを目的とする支援。

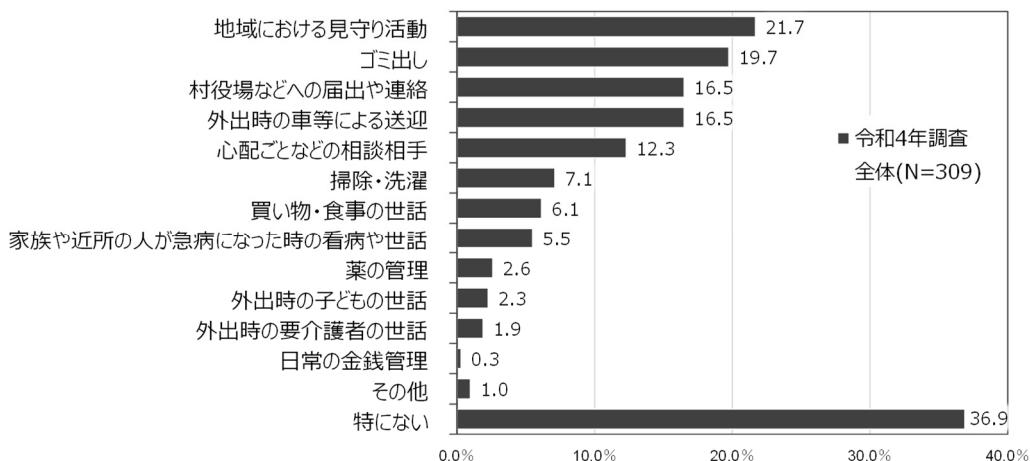
2-2 地域活動を支える担い手の育成と支援

現状と課題

- 地域福祉を推進するためには、地域活動を支える担い手の育成・支援が重要です。
- 人口減少や高齢化が進む地域の点検活動等を通じて、地域の実情や課題を把握し、地域福祉を推進するため、集落支援員を2名から5名へ増員しています。
- 民生委員・児童委員が社会福祉委員を兼務し、地域住民の生活を見守り、福祉課題（困りごと）に相談対応するなど、地域福祉活動を行っています。
- 関係課・団体ヒアリング調査では、地域活動や福祉活動の担い手の高齢化や減少が課題としてあがっており、これからの東峰村を担う人材の確保・育成が求められます。
- 一方、アンケート調査では、約6割の人が地域の中で困っている人に対して手助けできると回答しています。
- 地域のために何かできると考えている人たちの思いの実現に向けてサポートする講座や、学んだ人たちが活動の実践につながるよう、支援していくことが必要です。

参考データ

【困っていること、地域の中で手助けできること】



取り組みの方向性

① 集落支援員等の活躍促進

- 福祉に関する意見を聞き、必要な支援について関係団体等に連絡するなど、地域を支える集落支援員や社会福祉委員の活動を支援します。

② 福祉ボランティアの養成

- 社会福祉協議会を中心に、ボランティアの養成を進めるとともに、地域活動の入り口を広げ、誰もが参加しやすい環境をつくり、地域福祉を進める担い手の拡充を図ります。

具体的な取り組み

地域で取り組むこと

住民一人ひとりが取り組むこと

- 集落支援員や社会福祉委員の活動に協力します。
- 近くに困っている人がいたら、自分ができる範囲で手助けします。
- ボランティア養成講座に参加し、そこで得た知識を実際の活動に生かすよう努めます。

地域の支援者・団体などが取り組むこと

- 集落支援員や社会福祉委員と連携し、活動に協力します。
- 困っている人がいたら、地域で話し合い、役割分担を決めながらできる範囲で手助けします。
- ボランティアの養成に協力します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ▷ 集落支援員や社会福祉委員と連携しながら、地域の状況などを把握します。
- ▷ 社協だよりやホームページ、とうほうテレビを活用して、ボランティア養成講座等の開催を周知し、参加を呼びかけます。
- ▷ 養成した地域活動の担い手が活動を活性化及び維持・継続できるよう、相談や研修等の支援を行います。
- ▷ 平常時から緊急時まで、ボランティア活動が円滑に進められるよう、ボランティアセンターの運営を行います。

行政が取り組むこと

- ◇ 集落支援員や社会福祉委員の活動を支援します。
- ◇ 社会福祉協議会が開催するボランティア養成講座等の周知・啓発を行い、地域のボランティア養成を支援します。
- ◇ 認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの養成に努めます。
- ◇ 養成した地域活動の担い手が継続した活動が可能となるよう、相談や情報交換、研修会などの支援を行います。
- ◇ 高齢者がボランティア活動を通して地域貢献するとともに、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進する介護支援ボランティア事業を検討します。

基本目標3

健康と福祉をもたらす むらづくり

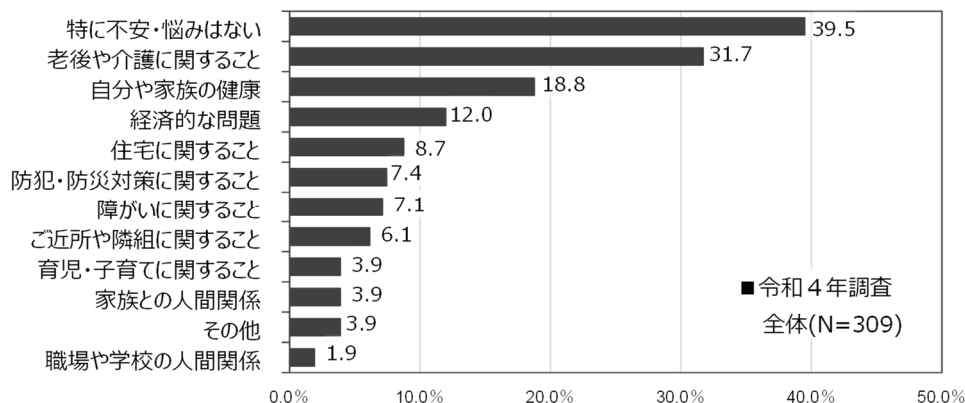
3-1 心身の健康づくり

現状と課題

- 本村では、介護予防いきいき健康教室や精神科医・臨床心理士による相談支援などにより、村民の心身の健康維持のための取組を行っています。
- 村全体の健康増進に向け、「ウォーキングマイレージ事業」を実施しています。
- 保健・医療・福祉関係者と協議を行いながら、村内の診療体制や在宅医療の充実などに努めています。また、保健医療情報ネットワークの整備等、保健・医療・福祉が一体となった医療支援体制を構築しています。
- アンケート調査では、相談したい不安や悩みは、「特に不安・悩みはない」を除くと「老後や介護に関すること」（31.7%）が最も高く、次いで「自分や家族の健康」（18.8%）となっており、健康についての関心は高いことがうかがえます。
- 村内には、住民主体のサークルやスポーツ団体などがあり、いずみ館や村民センターなどの施設で、健康づくりや仲間づくりに取り組んでいます。

参考データ

【相談したい悩みや不安】



取り組みの方向性

① 健康づくりの推進

- 住民一人ひとりの健康意識の向上と楽しみながら続けられる健康づくりに取り組みます。また、心身の健康に関する相談窓口を充実します。

② 医療体制の充実

- 医療はもとより、介護や介護予防、住まい、生活支援、社会参加までを包括的に支援していくことができる地域包括ケアシステムを構築していきます。

具体的な取り組み

地域で取り組むこと

住民一人ひとりが取り組むこと

- 自分や家族の健康に関心を持ち、定期的に健診（検診）を受診します。
- ウォーキングマイレージ事業や健康教室、スポーツ活動に参加します。
- 地域医療は、住民のための生活支援活動であるため、自分の地域の医療をどのように継続していくかを考えます。

地域の支援者・団体などが取り組むこと

- 地域として健康づくりなどの学習機会や実践の場づくりに努めます。
- 各種健診（検診）を受診するよう、地域で声をかけ合います。
- 地域の健康課題に対して、協働して取組を考え、地域で個人の健康を支え、守る環境づくりに努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ▷ 高齢者の運動器機能を向上させる講座の実施やいきいき健康教室等の活動を充実します。
- ▷ 高齢者大学等の生きがいづくりに関する事業を通じて、地域住民への健康づくりや介護予防への理解と周知を図ります。
- ▷ 高齢者がこれまで培ってきた経験を地域に還元できる場や機会を提供します。

行政が取り組むこと

- ◇ 地域住民の健康意識の向上を目指し、広報紙やとうほうテレビ、ホームページ、情報配信サービスを活用して、健康教育や各種健診等の受診勧奨に取り組みます。
- ◇ 楽しみながら続けられるウォーキングマイレージ事業や運動教室への参加を促します。
- ◇ 民生委員・児童委員や集落支援員等を通じて、救急医療情報キットの配布や救急通報システムの設置が必要な人の発見など、情報共有を行います。
- ◇ 健康診査の実施や受診履歴等、健康管理システムを活用し、保健医療情報ネットワークの構築に努めます。
- ◇ 保健医療情報ネットワークの整備等、保健・医療・福祉が一体となった医療支援体制を維持します。
- ◇ 医療、介護、介護予防、住まい、生活支援、社会参加を包括的に支援していくことができる地域包括ケアシステムの構築を推進します。

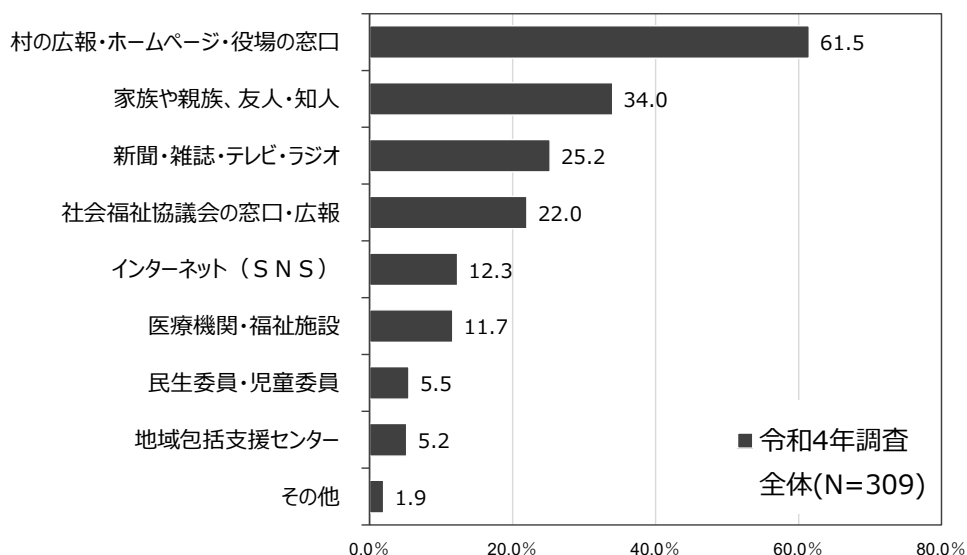
3-2 福祉サービスの充実

現状と課題

- 日頃から、村の広報紙、社協だよりなどで福祉サービスに関する情報提供を行っています。今後も広報紙やホームページ等による情報提供の充実を図る必要があります。
- アンケート調査では、福祉サービスに関する情報の入手方法は「村の広報・ホームページ・役場の窓口」（61.5%）が最も多く、情報入手の重要な役割を担っていることがうかがえます。
- 高齢者、障がい者、子育て支援については、「高齢者計画及び介護保険事業計画」「障がい者計画」「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」「子育て支援プラン」などの計画に基づき、各種福祉サービスの充実を図っています。
- 引き続きそれぞれの計画に基づいて支援を強化していくとともに、単独の分野での対応が難しいケースについては分野横断的な支援をしていく必要があります。
- 介護保険の要介護等認定者数や要介護度の重い方が増加しています。今後も高齢化等を背景に高齢者のニーズはさらに増加し、より複雑化していくと予想されます。
- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう支援していくことが必要です。
- 団体ヒアリング調査によると日々の活動に困難を感じている障がい者がいます。障害のある人が障がいのない人と同等に生活し、いきいきと活動できる村づくりが必要です。
- 子育て支援の拠点として、子育て世代包括支援センターを開設し、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供しています。
- 生活に困っている人やひきこもりの状態にある人が、自宅以外に安心できる居場所づくりが必要です。また、相談窓口を明確にして、日常的に対応できる体制を整備する必要があります。

参考データ

【福祉サービスに関する情報の入手方法】



取り組みの方向性

① 福祉サービスの情報提供

- 福祉サービスの情報提供について、必要とする情報が全ての人に行き届くよう、情報提供の充実に努めます。

② 高齢者、障がい者、子育て支援の充実

- 分野別の福祉サービスを充実させ、それぞれの特性を活かした事業の展開に努め、支援が必要な人が必要な時に福祉サービスを受けられる村づくりを進めます。また、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある生活課題の解決に向け、関係機関が一体となって支援する仕組みづくりを推進します。

③ 生活困窮者等への支援の充実

- 生活支援が必要な人や社会復帰を目指している人、ひきこもりの状態にある人への情報提供や相談支援、自立支援計画の策定等を行います。

具体的な取り組み

地域で取り組むこと

<p>住民一人ひとりが取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○村の広報紙やホームページなどを活用して情報収集を行います。 ○隣近所や身近な人と地域の情報を伝達・共有します。 ○福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解します。 ○福祉サービスの質の向上につながるよう、行政や事業者に意見や要望を積極的に伝えます。 ○隣近所で必要なサービスにつながない人がいた場合、民生委員・児童委員や集落支援員、行政につなげます。
<p>地域の支援者・団体などが取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中で自ら情報を得ることが難しい人がいる場合、情報収集を手助けします。 ○訪問活動の機会を通じて、困りごとを抱えた人に福祉に関するサービスや制度の情報提供を行います。 ○地域の集まりの場で、福祉サービスや制度について学ぶ機会をつくり出します。 ○地域の福祉ニーズを把握し、的確に対応できるよう質の高いサービスの提供に努めます。 ○生活に困窮している人やひきこもりの状態にある人への偏見や差別をなくし、隣近所の人と協力して、日頃から見守ります。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ▷ 年代や障がいの有無によって情報の入手方法が違う点を踏まえ、社協だよりやホームページ、SNS、訪問など、多様な媒体・手段を用いて、福祉サービスに関する情報を分かりやすく提供します。
- ▷ 高齢者や障がい者への在宅支援サービス事業を継続して行い、地域生活を支援します。
- ▷ 行政、関係機関・団体と連携して、子どもや子育て家庭への支援体制づくりに努めます。
- ▷ 行政と連携して生活困窮者自立支援を促進します。
- ▷ 生活福祉資金貸付事業やライフレスキュー事業を通して、生活困窮者自立支援を図ります。また、相談者の状況により生活困窮者自立相談支援機関とともに相談を勧め、相談者の資金貸付以外も含めた総合的な相談支援を行います。

行政が取り組むこと

- ◇ 年代や障がいの有無によって情報の入手方法が違う点を踏まえ、広報紙やホームページ、SNS、訪問など、多様な媒体・手段を用いて、福祉サービスに関する情報を分かりやすく提供します。
- ◇ 「高齢者計画及び介護保険事業計画」「障がい者計画」「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」「子育て支援プラン」など、分野別計画に基づき、地域住民のニーズを的確に把握し、適切なサービスの提供に努めます。
- ◇ 個々のケースに応じたきめ細かい福祉サービスの提供を目指し、地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会、集落支援員の報告の場等において、事例や情報の共有を図り、関係機関との連携強化に努めます。
- ◇ ひきこもりの状態にある人やその家族、生活に困っている人への居場所づくりや相談支援体制を充実させます。

基本目標4

安全・安心な むらづくり

4-1 災害時の避難支援体制の強化

現状と課題

- 平成29年7月の九州北部豪雨災害では、電話回線の遮断や道路の寸断などにより、家族や親族等の安否確認がとれない状況に陥りました。
- 大災害になればなるほど、公助には限界があり、日頃から住民一人ひとりが災害に備え、地域の人たちとつながることが重要です。
- 村では、年に1回、全村民の約半数が参加する防災訓練を実施しています。
- 全地区で地区防災計画の策定を行っています。今後、日常的に避難行動を確認できるよう、地区防災計画の内容を地区住民に周知することが必要です。
- 集落支援員によってひとり暮らし高齢者などへ週一回の安否確認が行われています。
- ひとり暮らし高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の名簿について、毎年度更新し、これに要支援者と支援者が登録されています。また、個別の避難支援計画を作成し、緊急時の連絡体制、避難支援体制の確立に取り組んでいます。
- 地区防災マップやタイムライン（防災行動計画）を作成し、各世帯に配布しています。
- 災害の記録を保存し、災害を風化させることなく、後世に災害を伝えることを目的として、平成30年に災害伝承館がオープンしました。
- 緊急避難場所のトイレを洋式トイレにするなど、高齢者や障がい者が使いやすいように整備していますが、まだできていない場所もあります。
- アンケート調査では、防災活動や防災訓練への参加意識は、前回調査より低くなっています。団体ヒアリング調査でも防災意識の薄れを感じているという意見がありました。
- また、災害に備えて、地域として取り組むべき活動は、「近隣で助け合う地域のつながりを強化する」が最も高く、次いで「避難場所を充実させる」「村民一人ひとりの防災意識を高める」の順に続きます。

取り組みの方向性

① 避難行動要支援者の把握・支援体制の強化

- 避難に支援が必要な人を把握し、関係機関との情報共有を進めます。
- 避難行動要支援者名簿への登録、個別の避難支援計画を作成し、避難行動の実効性を高めます。
- 高齢者や障がい者等に適した避難場所の整備、専門職による支援に取り組みます。

② 住民一人ひとりの防災意識の高揚

- 防災訓練における村民の参加を増やし、防災意識の高揚を図ります。
- 災害発生時や緊急時に適切な対応が図られるよう、平常時から地域住民で協力して避難支援体制や連絡体制を整えます。

具体的な取り組み

地域で取り組むこと

住民一人ひとりが取り組むこと

- 防災訓練に積極的に参加します。
- 日頃から防災意識をもち、避難場所・避難経路の確認、非常用持ち出し品の備蓄を心がけます。
- 避難行動要支援者名簿の登録、個別の避難支援計画の作成に協力します。
- 日頃から声をかけ合い、緊急時・災害時に、協力し合える関係をつくります。

地域の支援者・団体などが取り組むこと

- 避難行動に支援が必要な人について、個人情報保護に留意しながら、可能な限り情報を把握し、共有します。
- 地域の実情に応じた防災マップの見直しなど、コミュニティを通じた自主防災活動に取り組みます。
- 避難行動に支援が必要な人を交えて、地域で防災訓練を実施します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ▷ 災害ボランティアを育成します。
- ▷ 地域の要支援者を把握し、個人情報保護に留意しながら、行政、関係機関と情報を共有し、災害時や緊急時の適切な対応につなげます。
- ▷ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを再整備し、センター設置に向けた訓練を行います。

行政が取り組むこと

- ◇ 村内にある避難場所・避難経路、防災知識、災害への対応方法について周知します。
- ◇ 防災無線や通信網の整備、広報車、ホームページへの掲載など、災害状況の情報伝達を確実に行います。
- ◇ 乳幼児の避難を想定し、衣服やミルク、紙おむつなどを各世帯で備蓄するよう啓発します。
- ◇ 避難行動要支援者名簿のさらなる整備に向け、自主防災組織、民生委員・児童委員、集落支援員、関係機関等との情報共有を図りながら、随時更新を行い、避難支援体制の充実に取り組みます。
- ◇ 地区ごとに自主防災組織を設置し、自主防災訓練等への支援を行います。
- ◇ 避難場所のトイレ等、高齢者や障がい者、母子などが使いやすいように整備します。
- ◇ 妊産婦の避難に関しては、環境の変化による体調の悪化や栄養不足、不衛生などによる胎児への悪影響も想定されるため、産科医療機関との連携、助産師等の人材確保など、適切な支援体制の確立を図ります。
- ◇ 重度の要介護認定者やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者に対し、情報伝達・安否確認が行われるよう、民生委員・児童委員、近隣住民の協力を呼びかけます。
- ◇ 障がい者や難病患者に対し、情報伝達・安否確認が行われるよう、民生委員・児童委員、近隣住民の協力を呼びかけます。また、聴覚障がい者や視覚障がい者など、障がいの特性によってコミュニケーションの取り方が異なるため、手話通訳者や要約筆記者などの人材を確保し、適切な支援を図ります。
- ◇ 認知症高齢者や知的・精神障がいがある人は、生活環境の変化により、特にストレスを受けやすく、健康状態の悪化が懸念されるため、本人の心身の状況に合わせた、避難場所までの誘導や避難生活を支援します。
- ◇ 要支援者が避難場所において必要な支援を受けることができるよう、関係団体等と連携を図り、避難場所への専門職の配置や派遣ができる体制の構築に努めます。
- ◇ 避難場所の拡充を図るとともに、福祉避難所の開設を検討します。
- ◇ 社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの運営に関する支援を行います。

4-2 安全・安心に生活できる環境の整備

現状と課題

- 本村では、外出支援のため、高齢者外出支援タクシー利用助成（年間120枚）、福祉タクシー料金助成（年間120枚）、通学定期券購入助成、西鉄バス特別定期券購入助成を実施しています。
- アンケート調査では、現在、困っていて手伝ってほしいと思っているのは、「特にない」を除くと、「外出時の車等による送迎」が最も高くなっています。
- 平成29年7月の九州北部豪雨により被災した日田彦山線添田駅～夜明・日田駅間についてBRT（高速バス輸送システム）で復旧することが決定し、準備が進められています。
- 東峰村地域公共交通活性化協議会において、利用者の希望する時間帯や運行ルートに合わせて運行する乗合タクシーの検討が行われています。
- 移動スーパーが各地区を週4回巡回し、食品・日用雑貨の販売を行っています。
- 生活支援体制整備事業によって、協議体が買い物支援を行っています。
- 今後も高齢化や環境の変化が進む中で、日々の生活に欠かせない買い物への支援のニーズが高まっていくと思われます。
- 本村では「東峰村安全で住みよいまちづくりに関する条例」に基づき、防犯、交通安全及び生活の安全に対する意識の高揚と自主的な地域安全活動の推進を図り、安全で住みよいまちづくりの実現に取り組んでいます。
- 犯罪の注意喚起や未然防止に向けて、地域のパトロールに取り組んでいます。

取り組みの方向性

- ① 買い物支援
 - 個人や地域の実情に応じた買い物支援を推進し、高齢になっても安心して住み続けられる村づくりを推進します。
- ② 交通手段の確保
 - 利用者のニーズに即した交通事業の実施となるよう、内容の充実を図ります。
 - 介護予防や生活支援の体制整備を図るため、社会福祉法人や事業所などと移動支援について協議を行います。
- ③ 防犯・交通安全活動の推進
 - 高齢者や障がい者、子どもを狙った犯罪を未然に防止するため、近隣住民による声かけや見守りを行い、地域の防犯力を高めます。
 - 家庭、支援者、学校、関係機関等との連携を強化し、防犯・交通安全対策の充実を図ります。

具体的な取り組み

地域で取り組むこと

住民一人ひとりが取り組むこと

- 買い物が困難な人への買い物代行を担います。また、外出時の移動が困難な人を助けます。
- タクシー料金助成等を適正に利用します。
- 常に防犯意識を持ち、不審者を見かけた時は、警察に通報します。
- 隣近所に詐欺や消費者トラブルに巻き込まれて困っているひとり暮らし高齢者等がいれば、話を聞き、行政や専門の相談機関に相談します。
- 民生委員・児童委員や老人クラブなどの活動団体と協力して、地域の見守りを行います。

地域の支援者・団体などが取り組むこと

- 買い物や移動、外出に困っている人を把握し、地域の中で担う仕組みづくりなどについて、地域で出来ることを話し合います。
- 回覧板や防災無線等で地域の交通安全や防犯について情報を提供します。
- 地域でパトロールを行い、自主的な防犯活動に取り組みます。
- 学校や社会福祉協議会と情報交換・意見交換の場を設け、交通安全教育や交通安全運動を推進します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ▷ 買い物が困難な人の食の確保を図るため、配食サービス事業を実施します。
- ▷ 詐欺や消費者トラブルについて注意喚起し、被害から身を守る方法を周知します。
- ▷ 学校や地域の団体と連携して、防犯・交通安全対策を強化します。

行政が取り組むこと

- ◇ 村内を車で巡回して商品を販売する移動スーパーの事業を継続して行います。
- ◇ タクシー初乗り料金、西鉄バス特別定期券購入を助成します。また、交通手段の助成について、地域住民へ広く周知し、適正な利用を促します。
- ◇ 利用者のニーズに即した地域公共交通事業の実施を図ります。
- ◇ 社会福祉法人や事業所等と移動支援について協議を行います。
- ◇ 地域住民の交通安全や防犯意識を高めるため、広報紙やとうほうテレビ、ホームページを活用した普及啓発を行います。
- ◇ 不審者情報や詐欺、消費者トラブルについて、村のホームページやSNS等を活用し、情報提供を行います。
- ◇ 「子ども110番の家」の設置を拡充するとともに、「子ども110番の車」について周知します。
- ◇ 警察や消防機関等との情報交換や連携を強化し、犯罪防止を強化します。

4-3 安心して過ごせる空間づくり

現状と課題

- 公営住宅への高齢者、障がい者、ひとり親等の優先入居を進めており、建て替えにおいては、高齢者対応、バリアフリー化を行っています。しかし、老朽化した住宅においてバリアフリー化は進んでいません。
- 地域では、高齢者や障がい者が感じる建物利用の障壁について、民生委員・児童委員や集落支援員が把握した場合、行政へ報告しています。
- 行政は、村内の公共施設・建築物等のバリアフリー化、誰もが利用しやすい施設整備（ユニバーサルデザイン）を推進しています。
- アンケート調査では、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要なことは「高齢者・障がい者が利用・移動しやすい道路・建物・駅などの整備」（25.6%）と4人に1人が回答しています。
- 公共施設や道路など、誰もが使いやすいよう、村全体のバリアフリー化やユニバーサルデザインを進めていくことが必要です。
- 今後、高齢化や核家族化、人口減少により、空き家件数は増加することが見込まれており、空き家の管理や活用が課題となっています。

取り組みの方向性

- ① **バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進**
 - 村全体のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進し、高齢者や障がい者など全ての方が安全に安心して過ごせる空間づくりに向けて、関係団体や機関と協力しながら進めていきます。
- ② **安心して暮らせる住まいの確保**
 - 誰もが地域において安全・安心な住生活を営むことができるよう、公営住宅への優先入居や空き家の活用などにより、住まいを確保します。
 - 本村に移り住んできた人々が、落ち着いて過ごせる住まいづくりや愛着を持てる地域づくりに取り組みます。

具体的な取り組み

地域で取り組むこと

住民一人ひとりが取り組むこと

- バリアフリー化やユニバーサルデザインの趣旨を理解し、公共施設等の利用に際しては、周囲に配慮して行動しましょう。
- 公営住宅の必要性を理解するとともに、村に移住してきた人と積極的に交流を図ります。
- 空家の所有者は、可能な範囲で「空き家バンク制度」に登録し、定住促進住宅等への活用に取り組みます。
- 地域の清掃活動やまちの環境美化活動に取り組み、快適な生活空間をつくれます。

地域の支援者・団体などが取り組むこと

- 高齢者や障がい者が感じる建物や道路の障壁について把握し、整備や改善を行政に求めます。
- 地域の人が集まれる場として、空き家の活用を検討します。
- 地域の中に空き家がある場合、可能な範囲で、「空き家バンク制度」について、所有者に知らせ、登録を促します。
- 移住してきた人々と交流できる機会を確保し、困りごとや悩みを相談しやすい地域をつくれます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ▷ 社協だよりやホームページ等を通じて、地域に暮らす高齢者や障がい者の声を発信し、バリアフリー化やユニバーサルデザインによる村づくりの必要性を啓発します。
- ▷ 行政との連携を図り、安心して暮らせる住まいの確保の推進に努めます。

行政が取り組むこと

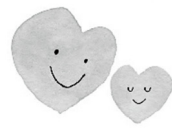
- ◇ 公営住宅等の建て替え・改善を促進するとともに、住民に必要性を理解してもらえるよう説明会を行います。
- ◇ 村内の公共施設・道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進し、誰もが利用しやすい空間づくりに取り組みます。
- ◇ 空き家の数や状態を把握し、空き家の所有者の同意のもとで、移住者向けの定住促進住宅や住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅として、活用を検討します。
- ◇ 「空き家バンク制度」や「住宅改修支援事業」について、広報紙やとうほうテレビ、ホームページを活用して周知し、利用を促します。

第4章 施策の方向

■成果指標及び現状値・目標値

基本目標	施策の柱	成果指標	現状値	目標値 (2027年度)
基本目標1 みんなで 支えあい 心つながる むらづくり	(1) 住民による支え合いの促進	■近所との付き合い方が「お互いの家をよく行き来し、困った時は互いに相談し合う」と回答した住民の割合	15.5% (2022年度)	25%
		■自治会加入率	88.1% (2022年度)	90%
		■「地区の催し事に参加している」と回答した住民の割合	56.6% (2022年度)	70%
		■いきいきサロン事業の開催箇所数	7ヶ所 (2022年度)	10ヶ所
		■地域の中で様々な人が交流する場の必要性について「必要がある」と回答した住民の割合	45.3% (2022年度)	60%
	■福祉に「関心がある」とする住民の割合	67.3% (2022年度)	75%	
	(2) 見守りネットワーク活動の促進	■見守り等の支援が必要な人や気になる人に対して「何もしない(対応しない)」と回答した住民の割合	9.1% (2022年度)	5%
基本目標2 悩みや不安を 丸ごと受けとめる むらづくり	(1) 包括的な支援体制の整備	■悩みや不安に思った事を相談する相手が「専門機関」とあると回答した割合	27.4% (2022年度)	40%
		■地域包括支援センターを「知っている」とする住民の割合	37.9% (2022年度)	50%
	(2) 地域活動を支える担い手の育成と支援	■集落支援員を「知っている」とする住民の割合	47.6% (2022年度)	60%
		■民生委員・児童委員を「知っている」とする住民の割合	44.3% (2022年度)	60%
		■地域の中で助け合いの活動ができると回答した住民の割合(※「特になし」と回答した割合を差し引いた値)	63.1% (2022年度)	70%

基本目標	施策の柱	成果指標	現状値	目標値 (2027年度)
基本目標3 健康と福祉を もたらす むらづくり	(1) 心身の健康づくり	■特定健診受診率	46.7% (2021年度)	60%
		■ウォーキングマイレージの参加人数	271人 (2023年2月末現在)	350人
	(2) 福祉サービスの充実	■「子どもに関する福祉」に関心があると回答した住民の割合	31.3% (2022年度)	40%
		■「高齢者に関する福祉」に関心があると回答した住民の割合	81.3% (2022年度)	90%
		■「障がいのある人に関する福祉」に関心があると回答した住民の割合	32.7% (2022年度)	40%
		■「低所得者などの生活困窮に関する福祉」に関心があると回答した住民の割合	27.4% (2022年度)	40%
	基本目標4 安全・安心な むらづくり	(1) 災害時の避難支援体制の強化	■避難行動要支援者名簿への登録数	250人 (2022年度)
■防災訓練に参加した人数の総人口に占める割合			53.6% (2022年度)	60%
■バリアフリー対応となっている避難場所の数			4ヶ所 (2022年度)	6ヶ所
■災害時の避難場所を「知っている」と回答した住民の割合			93.2% (2022年度)	100%
(2) 安全・安心に生活できる環境の整備		■地域のパトロールに取り組む団体数	1団体 (2022年度)	1団体
		■高齢者外出支援タクシー利用券交付枚数に対する実際の利用率	70.1% (2021年度)	80%
(3) 安心して過ごせる空間づくり		■空家バンクに空き家として登録されている戸数	2戸 (2023年1月末現在)	10戸
		■「現在住んでいる地域に愛着がある」と回答した居住年数が10年未満の住民の割合	52.3% (2022年度)	70%



第5章

社会福祉協議会の取り組み

第5章 社会福祉協議会の取り組み

基本目標1

みんなで支え合い 心つながる むらづくり

1-1 住民による支え合いの促進 【重点施策】

地域における様々な福祉課題・生活課題に対して、社会福祉協議会は、地域住民の活動への参加を得ながら、集落支援員、民生委員・児童委員等と協働して支え合いの地域づくりを促進します。

取り組みの方向性

- ① 地域における声かけ・見守り活動の促進
 - 地域住民の理解と協力を得るために、地域における福祉活動などを広く周知します。
- ② 地域活動への参加促進
 - 村民が交流できる機会を創ります。
- ③ 福祉教育、人権教育の推進
 - みんなが暮らしやすい東峰村を創っていくため、地域住民を対象とした福祉教育の充実を図ります。

具体的な取り組み

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
1	広報活動の推進	社協の事業や地域への福祉活動などを広く地域住民に情報発信し、福祉活動への理解と協力を得られるようにします。 ・「東峰村社協だより」（年6回）、「福岡県共同募金会東峰村支会広報誌」（毎年10月）の発行 ・東峰村社会福祉協議会のホームページの随時更新	自主 共募配分	継続	区長会 各地区連絡員

第5章 社会福祉協議会の取り組み
基本目標1 みんなで支え合い 心つながる むらづくり

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
2	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターが協議体の構成員とともに、いきいきサロン活動の普及啓発や既存のサロンへの支援を行います。	受託金	継続	協議体メンバー
3	喜楽来館管理運営事業	村民が交流を通して健康維持、生きがいづくりが行えるよう、気軽に集まれる場所として、喜楽来館を管理運営します。	受託金	継続	—
4	家族介護支援事業	介護者のリフレッシュと、より良い介護につながるような情報交換の機会を提供します。	受託金	継続	—
5	レクリエーション用具の貸与	村民の交流、ふれあいの機会促進のため、レクリエーション用具を貸し出します。	共募配分	継続	地域の団体 福祉施設など
6	ボランティアセンターの情報発信	ボランティアセンターやボランティアについて、広く地域住民に情報発信し、センター活動の周知及びボランティア活動についての啓発活動を行います。 ・ホームページの随時更新	自主	—	—
7	福祉教育の推進	東峰村の地域性や主催団体の興味関心に沿った、地域住民向けの福祉教育に取り組めます。	自主	継続	東峰学園 地域の団体 行政区など
8	地域福祉セミナーの開催	みんなが暮らしやすい東峰村を創っていくため、地域住民で地域課題を考える機会や情報提供の場を設け、地域福祉の推進に取り組めます。	受託金	新規	—

1-2 見守りネットワーク活動の促進 【重点施策】

地域住民や支援者・団体、行政と協力、連携しながら、見守りが必要な人を地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めます。

取り組みの方向性

① 支援につなげるネットワーク活動の促進

- 地域住民のちょっとした変化に気づき、支援を必要としている人を早期に発見し、深刻化する前に支援につなげる体制を強化します。

具体的な取り組み

事業・活動	内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
1 広報活動の推進 【再掲】	社協の事業や地域への福祉活動などを広く地域住民に情報発信し、福祉活動への理解と協力を得られるようにします。 ・「東峰村社協だより」（年6回）、「福岡県共同募金会東峰村支会広報誌」（毎年10月）の発行 ・東峰村社会福祉協議会のホームページの随時更新	自主 共募配分	継続	区長会 各地区連絡員
2 ボランティアセンターの情報発信 【再掲】	ボランティアセンターやボランティアについて、広く地域住民に情報発信し、センター活動の周知及びボランティア活動についての啓発活動を行います。 ・ホームページの随時更新	自主	—	—
3 配食サービス事業	調理や買い物が困難な高齢者や障がい者等に対し、栄養バランスがとれた食事を提供します。また、利用者の見守り・安否確認を徹底します。	受託金	継続	配食ボランティア
4 ボランティアセンター運営事業	村民のボランティアへの理解関心を高め、ボランティア活動の推進及び支援を行います。 ・ボランティア（個人、団体）の登録受付 ・ボランティアの依頼対応及び調整 ・ボランティアに対する保険加入受付 ・ホームページの随時更新	自主	継続	—

第5章 社会福祉協議会の取り組み
基本目標1 みんなで支え合い 心つながる むらづくり

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
5	生活支援体制整備事業	村民や行政等と連携し、いつまでも東峰村で暮らしていけるように、住民主体による支え合いを推進し、伴走支援を行います。	受託金	継続	—
6	福祉教育の推進【再掲】	東峰村の地域性や主催団体の興味関心に沿った、地域住民向けの福祉教育に取り組みます。	自主	継続	東峰学園 地域の団体 行政区など
7	老人クラブ連合会への支援	自主活動の事務を支援しています。また、共同での認知症予防教室や健康運動教室、シルバークッキング教室を開催します。	補助金	継続	東峰村老人 クラブ連合 会
8	遺族会への助成金及び支援	自主活動の事務を支援し、助成金の配分を行います。	自主	継続	東峰村遺族 会
9	身体障害者福祉協会への助成金及び支援	自主活動の事務を支援し、助成金の配分を行います。	自主 共募配分	継続	東峰村身体 障害者福祉 協会
10	母子・寡婦福祉協会への助成金及び支援	自主活動の事務を支援し、助成金の配分を行います。	自主 共募配分	継続	東峰村母子 寡婦福祉会
11	福祉育成・援助活動事業	福祉協力校へ助成金の配分を行います。	共募配分	継続	東峰学園
12	青少年福祉事業	地域活動への助成金の配分を行います。また、福祉教育読本の配布を行います。	共募配分	継続	地域の親子 会 東峰学園
13	各支援者会議への参加	支援者が集う会議に参加し、地域の現状把握や情報提供、連携を図ります。 ・民生委員会への参加 ・集落支援員定例会への参加 ・地域ケア会議への参加 ・要保護児童対策協議会への参加	—	継続	—
14	地域福祉セミナーの開催【再掲】	みんなが暮らしやすい東峰村を創っていくため、地域住民で地域課題を考える機会や情報提供の場を設け、地域福祉の推進に取り組みます。	受託金	新規	—

基本目標2

悩みや不安を丸ごと受けとめる むらづくり

2-1 包括的な支援体制の整備 【重点施策】

社会福祉協議会は、住民に身近で、住民に寄り添う相談支援事業に取り組むとともに、行政と連携を強化して総合的な相談援助の体制づくりに努めます。

また、支援者・団体、行政との連携を一層強化し、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の確立を目指します。

取り組みの方向性

① 総合相談窓口の整備

- 様々な福祉課題や生活課題を抱える人への個別相談・支援に取り組むとともに、複雑化・複合化した地域生活課題を解決へとつなぐことができるよう、多様な関係機関とのネットワークを強化し、総合相談の体制づくりに努めます。

② 地域が一丸となった支援体制の整備

- 支援者会議等に参加し、情報共有やニーズ把握を行い、包括的な支援体制の整備を図ります。

具体的な取り組み

事業・活動	内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
1 広報活動の推進 【再掲】	社協の事業や地域への福祉活動などを広く地域住民に情報発信し、福祉活動への理解と協力を得られるようにします。 ・「東峰村社協だより」（年6回）、「福岡県共同募金会東峰村支会広報誌」（毎年10月）の発行	自主 共募配分	継続	区長会 各地区連絡員
2 生活支援体制整備事業	生活の支え合いや高齢者等の社会参加を促進するため、地域住民や関係機関等との連携を図りながら生活支援サービス体制の構築を図ります。	受託金	継続	—

第5章 社会福祉協議会の取り組み
基本目標2 悩みや不安を丸ごと受けとめる むらづくり

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
3	心配ごと相談事業	日常生活の困りごとについて、民生委員児童委員、人権擁護委員、行政相談員、司法書士が幅広く相談に応じ、解決方法などを一緒に考えます。 また、無料弁護士相談や専門的に相談できる機関を紹介し、問題解決の手助けを行います。	自主 共募配分	継続	民生委員・児童委員 人権擁護委員 行政相談員 司法書士
4	基幹相談支援センター事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、総合的な相談業務の実施や、地域の相談支援体制の強化やネットワークの構築等を行います。	受託金	継続	—
5	居宅介護支援事業 (東峰村社協ケアプランサービス)	要介護者が可能な限り、居宅において自立した日常生活ができるよう、居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び保健・福祉・医療の各機関との連絡調整を行います。	自主	継続	—
6	特定相談支援事業(東峰村社協障がい者相談支援事業所)	障がい児(者)が地域で安心して生活ができるように施設、病院、関係機関等と連絡調整を行ない、サービス等利用計画を作成します。	自主	継続	—
7	日常生活自立支援事業	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用支援や日常範囲内の金銭管理を行います。	受託金	継続	生活支援員
8	生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がいのある方、高齢者等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るための貸付相談を行います。	受託金	継続	福岡県社会福祉協議会 民生委員児童委員
9	ふくおかライフレスキュー事業	村内の社会福祉法人が連携し、生活困窮等で困りごとを抱えた方々に対し、相談支援と現物での提供を中心に支援を行います。	自主	継続	福岡県社会福祉協議会 村内社会福祉法人

第5章 社会福祉協議会の取り組み

基本目標2 悩みや不安を丸ごと受けとめる むらづくり

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
10	各支援者会議への参加【再掲】	支援者が集う会議に参加し、地域の現状把握や情報提供、連携を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員会への参加 ・集落支援員定例会への参加 ・地域ケア会議への参加 ・要保護児童対策協議会への参加 	—	継続	—
11	東峰村社会福祉法人情報交換会の実施	それぞれの社会福祉法人がもっている特性を活かし、連携を図る中で、社会貢献を行います。	—	継続	村内社会福祉法人
12	地域福祉セミナーの開催【再掲】	みんなが暮らしやすい東峰村を作っていくため、地域住民で地域課題を考える機会や情報提供の場を設け、地域福祉の推進に取り組みます。	受託金	新規	—

2-2 地域活動を支える担い手の育成と支援

地域の福祉活動の担い手を確保するため、地域住民に対し地域福祉活動への理解を深めるよう、支援者の活動等の広報活動を行うとともに、福祉ボランティアの養成を推進します。

取り組みの方向性

① 集落支援員等の活躍促進

- 集落支援員や民生委員・児童委員等の福祉活動への理解と協力を得られるよう、広く地域住民に情報発信します。

② 福祉ボランティアの養成

- 社協だよりやホームページ等を活用して、ボランティア養成講座等の開催を周知し、参加を呼びかけるとともに、地域活動の担い手が活動を継続できるよう、相談や研修等の支援を行います。

具体的な取り組み

事業・活動	内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
1 広報活動の推進 【再掲】	社協の事業や地域への福祉活動などを広く地域住民に情報発信し、福祉活動への理解と協力を得られるようにします。 ・「東峰村社協だより」（年6回）、「福岡県共同募金会東峰村支会広報誌」（毎年10月）の発行	自主 共募配分	継続	区長会 各地区連絡員
2 ミニシルバー人材センター事業	高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持・増進を図るとともに、地域社会の担い手として活躍できることを目的に事業を実施します。	自主	継続	シルバー会員
3 ボランティアセンター運営事業 【再掲】	ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティアセンター事業としてボランティア個人や団体の登録・斡旋、ボランティア活動のための養成・研修、ボランティア活動保険の推進、サロン団体等へレクリエーション用具の貸出を行います。	自主	継続	—

第5章 社会福祉協議会の取り組み

基本目標2 悩みや不安を丸ごと受けとめる むらづくり

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
4	生活支援体制整備事業	いつまでも東峰村で暮らしていただけるように、住民同士の支え合いを推進し、活動の担い手に対して活動継続できるよう支援を行います。	受託金	継続	—
5	福祉教育の推進【再掲】	東峰村の地域性や主催団体の興味関心に沿った、地域住民向けの福祉教育に取り組みます。	自主	継続	東峰学園 地域の団体 行政区など
6	老人クラブ連合会への支援【再掲】	自主活動の事務を支援しています。また、共同での認知症予防教室や健康運動教室、シルバークッキング教室を開催します。	補助金	継続	東峰村老人クラブ連合会
7	遺族会への助成金及び支援	自主活動の事務を支援し、助成金の配分を行います。	自主	継続	東峰村遺族会
8	身体障害者福祉協会への助成金及び支援	自主活動の事務を支援し、助成金の配分を行います。	自主 共募配分	継続	東峰村身体障害者福祉協会
9	母子・寡婦福祉協会への助成金及び支援	自主活動の事務を支援し、助成金の配分を行います。	自主 共募配分	継続	東峰村母子寡婦福祉会
10	福祉育成・援助活動事業	福祉協力校へ助成金の配分を行います。	共募配分	継続	東峰学園
11	青少年福祉事業	地域活動への助成金の配分を行います。また、福祉教育読本の配布を行います。	共募配分	継続	各地区親子会 東峰学園
12	地域福祉セミナーの開催【再掲】	みんなが暮らしやすい東峰村を作っていくため、地域住民で地域課題を考える機会や情報提供の場を設け、地域福祉の推進に取り組みます。	受託金	新規	—

基本目標3

健康と福祉をもたらす むらづくり

3-1 心身の健康づくり

高齢者の心身機能の維持、向上と高齢者の社会的孤立の解消を図るため、地域住民や関係団体との協力・連携により、いきいき教室や高齢者大学等の実施及び充実を図ります。

また、高齢者がこれまで培ってきた経験を地域に還元する場や機会をつくり、人と人との触れ合いを通じた心の健康保持を支援します。

取り組みの方向性

① 健康づくりの推進

- 高齢者の運動器機能を向上させる講座の実施やいきいき健康教室等の活動を充実します。

② 医療体制の充実

- 地域の健康課題に対して、協働して取組を考え、地域で個人の健康を支え、守る環境づくりに努めます。

具体的な取り組み

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
1	高齢者生きがいづくり事業(ゲートボール協会活動推進費助成)	ゲートボール協会の活動の推進を目的に助成を行います。	共募配分	継続	東峰村ゲートボール協会
2	高齢者生きがいづくり事業(いきいき教室・高齢者大学)	高齢者を対象に、生きがいづくりや仲間づくりの交流の場を提供し、健康増進や認知症予防の取組みに努めます。	受託金	継続	—
3	ミニシルバー人材事業【再掲】	高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持・増進を図るとともに、地域社会の担い手として活躍できることを目的に事業を実施します。	自主	継続	シルバー会員

第5章 社会福祉協議会の取り組み

基本目標3 健康と福祉をもたらす むらづくり

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
4	ボランティアセンター運営事業【再掲】	ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティアセンター事業としてボランティア個人や団体の登録・斡旋、ボランティア活動のための養成・研修、ボランティア活動保険の推進、サロン団体等へレクリエーション用具の貸出を行います。	自主	継続	—
5	訪問介護事業（東峰村社協ホームヘルプサービス）	要介護者・要支援者等が自立した日常生活を営むために、入浴等の身体介護、その他生活全般にわたる生活援助の提供を行います。	自主	継続	—
6	運動器の機能向上事業（機能訓練教室・通所リハビリ教室）	高齢者の交流や外出の場を提供し、認知機能や身体機能の維持・向上に努めます。	受託金	継続	—
7	栄養改善事業（シルバークッキング教室）	老人クラブ連合会との共催で、高齢期でもいきいきとした暮らしを送るための栄養についての講話・調理実習を行います。	受託金	継続	—
8	口腔機能向上事業	高齢者の摂取・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を防止する観点から口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂取・嚥下に関する機能訓練の指導等を個別に支援します。	受託金	継続	—
9	運動器の機能向上事業（認知症予防教室）	認知症の予防・早期発見を目的に、認知症についての講話や脳力トレーニング（脳トレ）を実施します。老人クラブ連合会との共催により各単位クラブ7か所で実施しています。	受託金	継続	東峰村老人クラブ連合会
10	運動器の機能向上事業（健康運動教室）	運動の楽しさを体感し、運動効果を理解しながら運動機能向上を目的に講話と実技を実施します。老人クラブ連合会との共催により各単位クラブ7か所で実施します。	受託金	継続	東峰村老人クラブ連合会
11	東峰村基幹相談支援センター	障がいのある人やその家族、支援者等からの相談に応じ、障がいの有無に関わらず、暮らしやすい地域づくりへの取り組みを行います。	受託金	継続	—

3-2 福祉サービスの充実

社会福祉協議会は、高齢者、障がい者、児童等の各分野の福祉事業を推進するとともに、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある生活課題の解決に向けて、行政等の関係機関と包括的に支援する仕組みづくりを推進します。

取り組みの方向性

- ① 福祉サービスの情報提供
 - 社協だよりやホームページ、SNS、訪問など、多様な媒体・手段を用いて、福祉サービスに関する情報を分かりやすく提供します。
- ② 高齢者、障がい者、子育て支援の充実
 - 分野別の福祉サービスを充実させ、それぞれの特性を活かした事業の展開に努めます。
- ③ 生活困窮者への支援の充実
 - 関係機関・団体と連携しながら、生活支援が必要な人や社会復帰を目指している人への支援を行います。

具体的な取り組み

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
1	インターネットを活用した情報の発信	社会福祉協議会の事業の周知や情報発信の充実、法人運営の透明性を図るためホームページを開設します。	自主	継続	—
2	広報誌の発行	社協の事業を地域住民へ発信することで啓発活動を行います。	自主 共募配分	継続	区長会 各地区連絡員
3	児童福祉の推進	5年生を対象に福祉教育読本の配布、青少年地域活動への助成を行っています。	自主	継続	東峰学園
4	身体障がい者福祉事業の推進	村身体障害者福祉協会との連携、村身体障害者協会研修事業援助、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を行っています。	自主 共募配分	継続	東峰村身体障害者協会
5	母子・寡婦福祉事業の推進	村母子寡婦福祉会との連携、母子・寡婦の集いを開催しています。	自主 共募配分	継続	東峰村母子寡婦福祉会

第5章 社会福祉協議会の取り組み

基本目標3 健康と福祉をもたらす むらづくり

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
6	歳末たすけあい事業	12月1日から12月31日の1か月の間に民生委員・児童委員協議会との共同事業として、70歳以上の一人暮らし高齢者を対象とした「一人暮らし高齢者等へのたすけあい事業」及び「特別養護老人ホーム施設へのたすけあい事業」を実施しています。	自主	継続	民生委員児童委員協議会
7	生活福祉資金貸付事業	福岡県社会福祉協議会が実施している貸付制度の窓口業務を行い、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、または失業等によって生活の維持が困難になった世帯等へ、自立更生や在宅福祉に必要な資金の貸付を行い、自立生活を支援します。また、相談者の状況により生活困窮者自立相談支援機関とともに相談を進め、相談者の資金貸付以外にも含めた総合的な相談支援を行います。	受託金	継続	福岡県社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 自立相談支援事務所
8	福祉用具貸出事業	要支援高齢者及び身体障がい者、一時的に福祉用具が必要になった人を対象に、社協が保有する車椅子などの貸出を行うことにより、本人や介護者の負担軽減を図ります。	自主	継続	—
9	日常生活自立支援事業	判断能力の不十分な人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を対象に、安心して生活を送ることができるように福祉サービスの利用手続きや援助や代行、福祉サービス利用料金の支払い代行、日常的金銭管理等の支援を行います。	受託金	継続	福岡県社会福祉協議会 生活支援員
10	ふくおかライフレスキュー事業	社協と社会福祉法人が連携しながら、社会福祉法人の専門性や強みを活かして「生活困難」「社会的孤立」等の生活課題・地域課題への相談・支援を行います。必要に応じ現物給付による経済的援助を行います。	自主	継続	福岡県社会福祉協議会 村内社会福祉法人

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
11	高齢者福祉の推進	老人クラブ連合会活動の援助、単位老人クラブ活動の支援を実施しています。	補助金	継続	東峰村老人クラブ連合会
12	ひとり暮らし高齢者の交流事業	村内在住のひとり暮らし高齢者を対象に、仲間づくりや交流を図ることを目的にバスハイクを開催しています。	共募配分	継続	—
13	居宅介護支援事業（東峰村社協ケアプランサービス）【再掲】	要介護者が可能な限り居宅において自立した日常生活ができるよう居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び保健・福祉・医療の各機関との連絡調整を行います。	自主	継続	—
14	訪問介護事業（東峰村社協ホームヘルプサービス）【再掲】	要介護者・要支援者等が自立した日常生活を営むために、入浴等の身体介護、その他生活全般にわたる生活援助の提供を行います。	自主	継続	—
15	特定相談事業（東峰村社協障がい者相談支援事業所）【再掲】	障がい者（児）が地域で安心して生活できるように施設、病院、関係機関等と連絡調整を行い福祉サービスの利用計画を作成します。	自主	継続	—
16	運動器の機能向上事業（機能訓練事業）	転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点からストレッチ・有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を実施します。また、簡単な計算やレクリエーションを通して認知症予防も実施していきます。	受託金	継続	—
17	運動器の機能向上事業（通所リハビリ教室）	短時間の通所によるリハビリを通して、運動機能低下の予防並びに運動器の機能向上を図ります。	受託金	継続	—
18	運動器の機能向上事業（認知症予防教室）【再掲】	認知症の予防・早期発見を目的に、認知症についての講話や脳力トレーニング（脳トレ）を実施します。老人クラブ連合会との共催により各単位クラブ7か所で開催しています。	受託金	継続	東峰村老人クラブ連合会

第5章 社会福祉協議会の取り組み

基本目標3 健康と福祉をもたらす むらづくり

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
19	運動器の機能向上事業（健康運動教室）【再掲】	運動の楽しさを体感し、運動効果を理解しながら運動機能向上を目的に講話と実技を実施します。老人クラブ連合会との共催により各単位クラブ7か所で実施します。	受託金	継続	東峰村老人クラブ連合会
20	栄養改善事業（シルバークッキング教室）	老人クラブ連合会との共催により、各単位クラブ7か所で実施し、「バランスのよい食事で介護予防」を目的に、栄養講話と調理実習を行います。	受託金	継続	東峰村老人クラブ連合会
21	訪問型介護予防事業（訪問型介護予防事業：訪問型サービスA）	65歳以上の事業対象者や要支援1及び要支援2の認定を持ち、ホームヘルプサービス（家事援助のみ）を利用する人を対象に、ホームヘルパーが自宅を訪問して、買い物や調理、掃除などを利用者とともにいき、利用者自身ができることが増えるように支援を行います。	受託金	継続	—
22	配食サービス事業	一人暮らしや二人暮らし高齢者に対して、健康や栄養面の援助を行います。また、配達時には利用者一人ひとりに声掛けを行い、自宅での生活の安定を図ります。	受託金	継続	配食ボランティア
23	口腔機能向上事業（あなたのお口見守り隊事業）	高齢者の摂取・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を防止する観点から口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂取・嚥下に関する機能訓練の指導等を個別に支援します。	受託金	継続	—
24	地域福祉セミナーの開催【再掲】	みんなが暮らしやすい東峰村を作っていくため、地域住民で地域課題を考える機会や情報提供の場を設け、地域福祉の推進に取り組みます。	受託金	新規	—
25	家族介護支援事業（在宅介護者リフレッシュ事業）	在宅介護者の心と体のリフレッシュを目的に在宅で高齢者等を介護している家族同士の交流を深める取り組みを行います。	受託金	継続	—

第5章 社会福祉協議会の取り組み
基本目標3 健康と福祉をもたらす むらづくり

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
26	高齢者生きがいづくり事業 (高齢者大学)	概ね65歳以上の高齢者を対象に、福祉制度の学習会や健康教室を開催し、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを行います。	受託金	継続	—
27	高齢者生きがいづくり事業 (いきいき教室)	軽体操やレクリエーション、簡単な計算問題などを通して、健康増進や認知症予防に取り組みます。	受託金	継続	—
28	寝具类等洗濯乾燥消毒サービス	在宅の寝たきり高齢者等が日常生活で使用している掛布団毛布・敷き布団またはマットレスを洗濯・殺菌・乾燥することで、清潔でより快適な在宅生活を支援することを目的に実施します。	受託金	継続	—
29	喜楽来館指定管理運営事業	村民の保養及び健康増進、生涯学習・憩いの場となるよう施設を運営します。	受託金	継続	—

基本目標4

安全・安心な むらづくり

4-1 災害時の避難支援体制の強化

豪雨や地震など自然災害への備えは、本村において重要課題であり、社会福祉協議会は、避難行動要支援者の把握や防災訓練等について、行政等と協働して推進していきます。

取り組みの方向性

- ① 避難行動要支援者の把握・支援体制の強化
 - 地域の要支援者を把握し、個人情報保護に留意しながら、行政、関係機関と情報を共有し、災害時や緊急時の適切な対応につなげます。
- ② 住民一人ひとりの防災意識の高揚
 - 平常時より様々な地域福祉活動の中で防災情報を提供するとともに、ホームページ等で防災に関する研修会等への参加を呼びかけます。

具体的な取り組み

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
1	広報活動の推進【再掲】	社協の事業や地域への福祉活動などを広く地域住民に情報発信し、福祉活動への理解と協力を得られるようにします。 ・「東峰村社協だより」（年6回）、「福岡県共同募金会東峰村支会広報誌」（毎年10月）の発行	自主 共募配分	継続	区長会 各地区連絡員
2	東峰村社会福祉法人情報交換会の実施【再掲】	それぞれの法人がもっている特性を活かし、社会貢献を行います。	—	継続	村内社会福祉法人
3	災害ボランティアセンター設置マニュアルの再整備	現在のマニュアルを加筆修正・変更し、実情に即した内容に再整備します。	自主	新規	—

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
4	災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施	マニュアルに即した設置・訓練を行ない、災害発生後にスムーズな運営が行えるように実施します。	—	新規	—
5	近隣社協と青年会議所との災害時の連携と協力	両筑社協連絡会災害時相互支援協定及び災害時広域相互協力協定に基づき、関係機関と災害時における連携体制の強化を進めます。	—	継続	両筑地区社協連絡会 朝倉青年会議所

4-2 安全・安心に生活できる環境の整備

誰もが安心して生活できるよう、配食サービス事業や高齢者や障がい者等の外出支援を行います。

また、防犯・交通安全などで地域住民が被害にあわないよう、地域の安全と安心は地域で守るという認識を広め、学校や地域の団体と連携して、防犯・交通安全対策を強化します。

取り組みの方向性

① 買い物支援

- 買い物が困難な人の食の確保を図るため、配食サービス事業を実施します。

② 交通手段の確保

- 学校や地域の団体と連携して、防犯・交通安全対策を強化します。

③ 防犯・交通安全活動の推進

- 詐欺や消費者トラブルについて注意喚起し、被害から身を守る方法を周知します。

具体的な取り組み

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
1	配食サービス事業【再掲】	調理や買い物が困難な高齢者や障がい者等に対し、栄養バランスがとれた食事を提供します。また、利用者の見守り・安否確認を徹底します。	受託金	継続	配食ボランティア

第5章 社会福祉協議会の取り組み

基本目標4 安全・安心な むらづくり

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
2	福祉バス運営事業	遺族輸送を優先的に行いますが、各福祉団体等が実施する研修会や活動、外部研修会への参加等が円滑に実施でき、活動の活発化を支援するため福祉バスを運行します。また、マイクロバスで送迎することにより交通手段を持たない利用者の社協事業への継続した利用につなげていきます。	自主	継続	—
3	生活支援体制整備事業【再掲】	いつまでも東峰村で暮らしていけるように、住民同士の支え合いを推進し、活動の担い手に対して活動継続できるよう支援を行います。	受託金	継続	—
4	東峰村社会福祉法人情報交換会の実施【再掲】	それぞれの法人がもっている特性を活かし、社会貢献を行います。	—	継続	村内社会福祉法人
5	地域福祉セミナーの開催【再掲】	みんなが暮らしやすい東峰村を作っていくため、地域住民で地域課題を考える機会や情報提供の場を設け、地域福祉の推進に取り組みます。	受託金	新規	—

4-3 安心して過ごせる空間づくり

地域住民が安心・安全な暮らしを送れるように、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方を啓発します。

また、低所得者や高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の住まいの確保に努めます。

取り組みの方向性

- ① バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
 - 誰もが安心して暮らせる村づくりのために、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方について、普及・啓発します。
- ② 安心して暮らせる住まいの確保
 - 行政との連携を図り、安心して暮らせる住まいの確保の推進に努めます。

具体的な取り組み

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
1	広報活動の推進【再掲】	社協の事業や地域への福祉活動などを広く地域住民に情報発信し、福祉活動への理解と協力を得られるようにします。 ・「東峰村社協だより」（年6回）、「福岡県共同募金会東峰村支会広報誌」（毎年10月）の発行	自主 共募配分	継続	区長会 各地区連絡員
2	生活支援体制整備事業【再掲】	いつまでも東峰村で暮らしていけるように、住民同士の支え合いを推進し、活動の担い手に対して活動継続できるような支援を行います。	受託金	継続	—
3	東峰村社会福祉法人情報交換会の実施【再掲】	それぞれの法人がもっている特性を活かし、社会貢献を行います。	—	継続	村内社会福祉法人
4	地域福祉セミナーの開催【再掲】	みんなが暮らしやすい東峰村を創っていくため、地域住民で地域課題を考える機会や情報提供の場を設け、地域福祉の推進に取り組みます。	受託金	新規	—

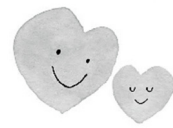
第5章 社会福祉協議会の取り組み

基本目標4 安全・安心な むらづくり

事業・活動		内容	財源	実施年度	主な協力・助成団体
5	社会資源マップの作成・更新	東峰村で使える社会資源をまとめることで、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及・啓発を行います。	自主	継続	—
6	日常生活自立支援事業	判断能力に不安がある人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を対象に、住居の賃借時の契約支援を行なうことで、安心できる住まいの確保に努めます。	受託金	継続	福岡県社会福祉協議会 生活支援員

■成果指標及び現状値・目標値

基本目標	施策の柱	成果指標	現状値	目標値 (2027年度)
基本目標1 みんなで 支えあい 心つながる むらづくり	(1) 住民による支え合いの促進	■いきいきサロン事業の開催箇所数	7ヶ所 (2022年度)	10ヶ所
	(2) 見守りネットワーク活動の促進	■支援者向けの講座の開催	0回/年 (2022年度)	1回/年
基本目標2 悩みや不安を 丸ごと受けとめる むらづくり	(1) 包括的な支援体制の整備	■悩みや不安を相談する相手として社会福祉協議会と回答した人の割合	7.4% (2022年度)	10%
	(2) 地域活動を支える担い手の育成と支援	■ボランティア養成講座回数	0回/年 (2022年度)	1回/年
基本目標3 健康と福祉を もたらす むらづくり	(1) 心身の健康づくり	■ミニシルバー人材センターの会員確保	8人 (2022年度)	12人
	(2) 福祉サービスの充実	■福祉サービスの情報を社会福祉協議会の窓口・広報から入手していると回答した人の割合	22.0% (2022年度)	30%
基本目標4 安全・安心な むらづくり	(1) 災害時の避難支援体制の強化	■災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施回数	1回/年 (2022年度)	1回/年
	(2) 安全・安心に生活できる環境の整備	■地域福祉セミナーの開催回数	0回/年 (2022年度)	6回/年
	(3) 安心して過ごせる空間づくり	■社会資源マップの作成及び更新	0回/年 (2022年度)	1回/年



第6章

権利擁護の推進

(東峰村成年後見制度利用促進基本計画)

第6章 権利擁護の推進（東峰村成年後見制度利用促進基本計画）

1 計画策定の背景と趣旨

認知症や知的障がい等があることにより、財産の管理や日常生活に支障がある人を社会全体で支え合うことが高齢社会において喫緊の課題となっています。

成年後見制度はそのような人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないという課題があります。このような状況を踏まえ、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年に施行し、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。令和4年には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しています。

本村においても、制度の利用が必要な人への支援や制度の理解を促進することが必要となることから、「東峰村成年後見制度利用促進計画」を策定することとしました。

2 計画の期間

本計画は「第3次東峰村地域福祉計画及び東峰村地域福祉活動計画」と一体的に策定するため、計画の期間は令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

3 現状と課題

（1）成年後見制度の利用状況

本村の成年後見制度利用者数は5人前後で推移しています。そのうち、将来判断能力が不十分となった場合に備え、あらかじめ本人が選んだ人に、支援してほしいことを契約で決めておく「任意後見」制度の利用者数は、平成29年以降、0人となっています。

■ 成年後見制度の利用者数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
法定後見	5	7	5	6	6	4
後見	5	7	5	6	6	4
保佐	0	0	0	0	0	0
補助	0	0	0	0	0	0
任意後見	0	0	0	0	0	0
成年後見制度利用者計	5	7	5	6	6	4

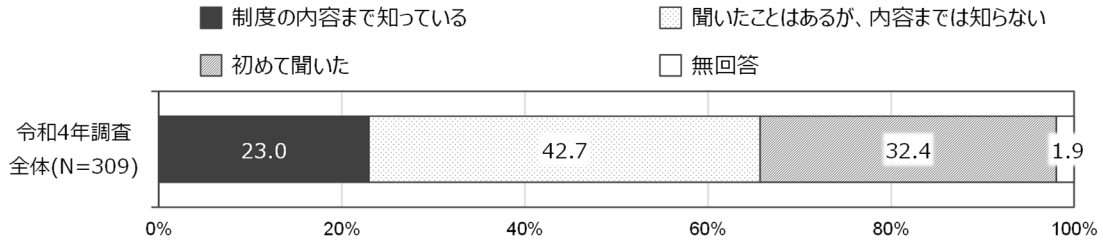
資料：福岡家庭裁判所（各年12月31日現在）

（2）アンケート調査からの現状と課題

① 成年後見制度の認知度

成年後見制度について「制度の内容まで知っている」と回答した人の割合は23.0%と認知度が低く、さらなる周知が必要です。

【成年後見制度の認知度】



（3）権利擁護の主要課題

統計資料やアンケート調査を踏まえ、主要課題を次のように整理します。

1) 権利擁護支援のための体制整備

成年後見制度の利用が必要な人を把握し、適切に相談機関等につなげていくためには、権利擁護に関わる関係機関・団体の連携を強化していく必要があります。

2) 成年後見制度の利用促進

本村では高齢化が進行していることから、今後、成年後見制度の利用が必要な高齢者が増加していくことが考えられます。成年後見制度の認知度を高める取組を進めるとともに、成年後見制度の利用促進に向けた支援の充実が必要です。

4 基本方針

本計画は、誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加することができる権利擁護支援の体制づくりを目的とします。

本村においては、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、支援につなげるため、社会福祉協議会と連携して、地域連携ネットワークの構築や成年後見制度の利用促進を図ります。

5 施策の方向

基本目標 1

権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークづくり

（1）地域連携ネットワークとは

地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じて、適切な支援につなげる地域連携の仕組みを指します。

地域連携ネットワークの構成要素には、「権利擁護支援チーム」「協議会」「中核機関」の3つがあります。

「権利擁護支援チーム」とは、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者等が、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みのことです。

「協議会」とは、成年後見制度の利用開始前後を問わず「権利擁護支援チーム」に対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、専門職団体や関係機関・団体が、協力し、連携体制を強化することを目的とした合議体のことです。

「中核機関」とは、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、専門的助言を行いつつ、支援内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを担う機関のことです。また、専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために、協議会の運営等を行います。

（2）地域連携ネットワークの整備

地域連携ネットワークの整備については、権利擁護支援を行う以下の3つの場面に対応した形で検討を進めます。

I 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）

本人を取り巻く関係者が、権利擁護支援ニーズに気づけるよう、地域連携ネットワークを通じて、権利擁護支援の理解浸透を図ります。

本人や関係者から相談があった際は、成年後見制度や権利擁護支援の説明を行うほか、成年後見制度の利用が必要かどうかなどの権利擁護支援ニーズの精査を行う体制を整えます。

Ⅱ 成年後見制度の利用開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）

銀行など金融機関の手続きや財産管理等で生じている課題や親族関係などを整理し、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人の候補者、制度の利用開始後に必要となる支援などを調整・検討し、本人を支える権利擁護支援チームの体制構築を支援します。

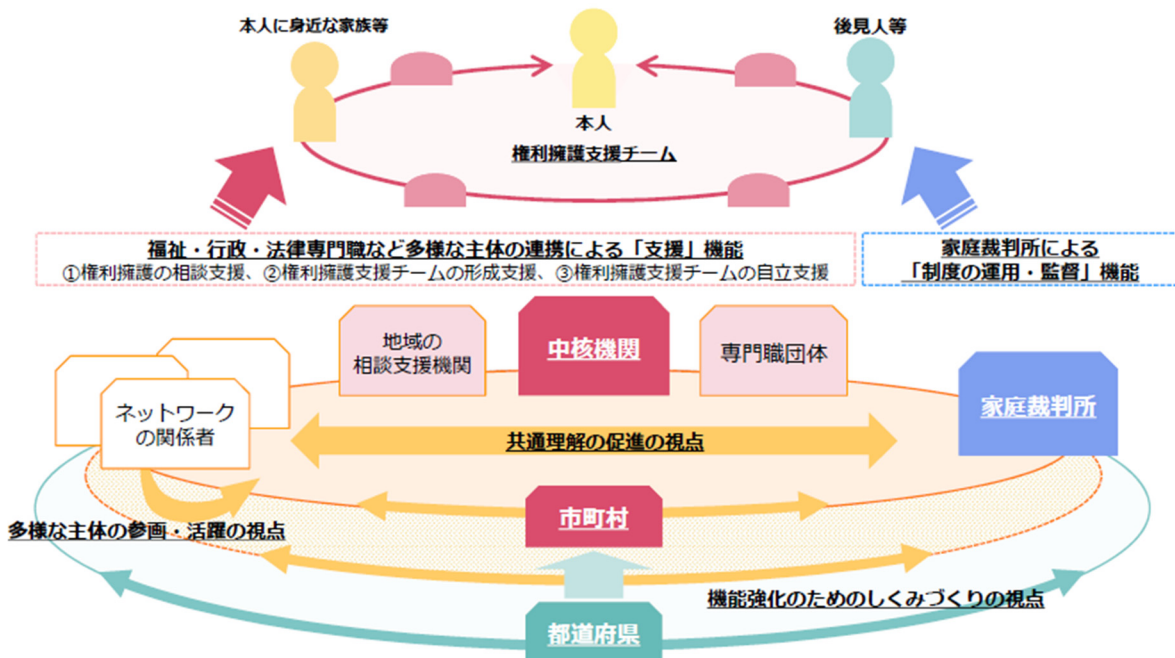
また、村長申し立てや成年後見制度利用支援事業の実施体制を整備します。

Ⅲ 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）

中核機関が専門職や各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、後見人等やチーム関係者からの相談に応じるなど、必要な支援を行います。

また、本人の支援体制を構築するため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みを検討します。構築にあたっては、他の支援・活動のネットワークや地域資源を活用するなど、本村の現状に沿ったネットワークとなるよう、関係機関・団体と協働・調整を進めます。

地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

（3）具体的な取り組み

1）権利擁護支援チームの形成

- ◇ 後見開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形でチームとして関わる体制づくりを進めます。
- ◇ 後見人と地域の関係者などが協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、対応する仕組みづくりを進めます。

2）協議会の整備

- ◇ 支援チームに対し、福祉・法律の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設けます。
- ◇ 各種専門職や関係機関の連携強化を図る協議会において、ケース会議を開催し、多職種間での課題整理等を行います。

3）中核機関の設置・運営

- ◇ 権利擁護に関し専門的知識を有する村社会福祉協議会を住民福祉課とともに中核機関と位置づけ、地域の専門職や各関係機関との関係構築により円滑な運営を図ります。
- ◇ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、専門的助言を行うとともに、支援内容の検討や支援を適切に実施するため、関係機関・団体等と協働・調整を進めます。

4）地域連携ネットワークの整備

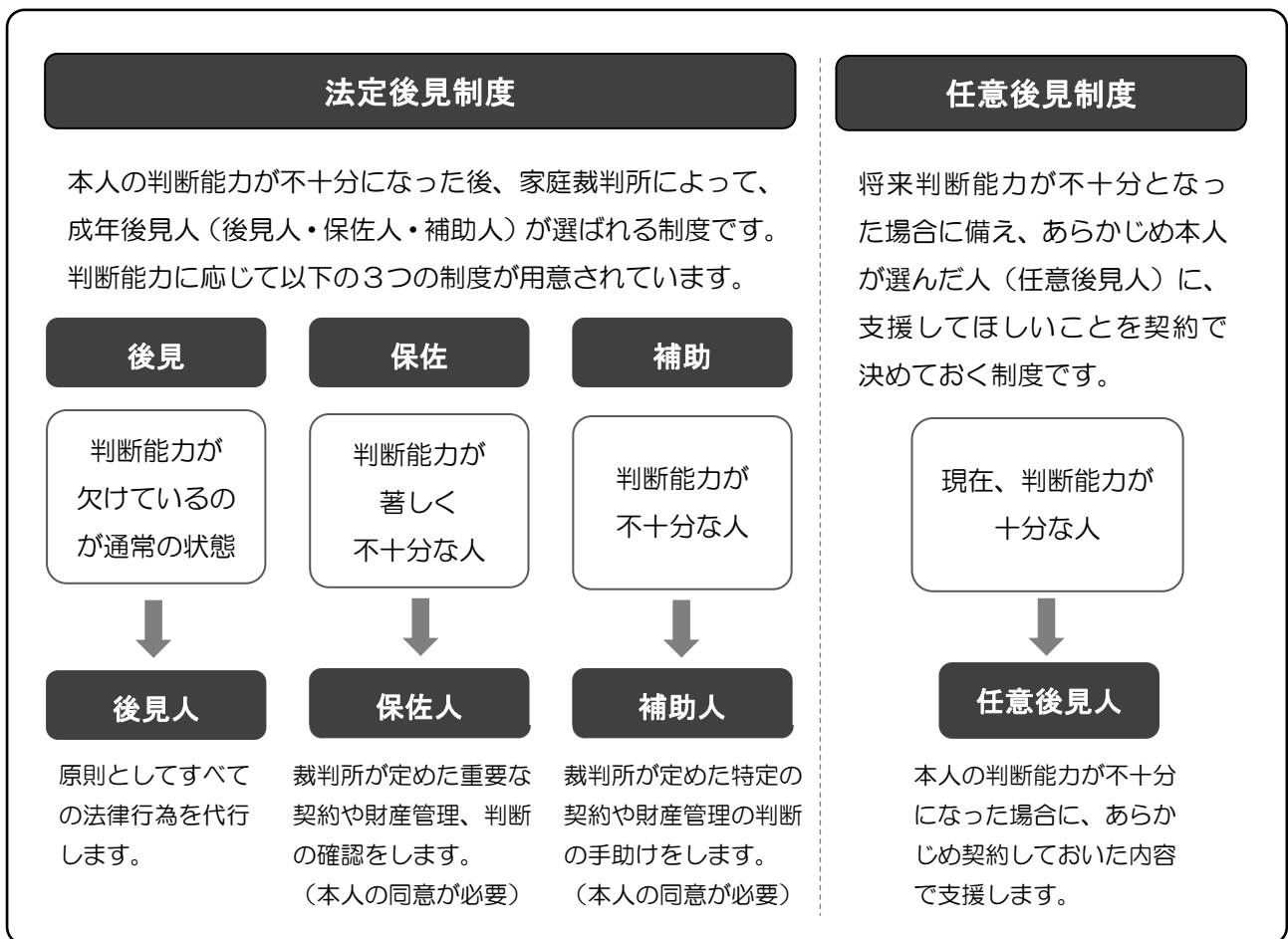
- ◇ 権利擁護や成年後見制度の理解促進を図るため、村民や関係者を対象とした研修会の実施に努めます。
- ◇ 権利擁護支援が必要な人の早期発見や見守りを行う体制を整えるとともに、潜在的なニーズの把握や権利侵害への対応を図ります。
- ◇ 村長申し立てや成年後見制度利用支援事業の実施体制を整備します。
- ◇ 本村の現状に沿った地域連携ネットワークとなるよう、関係機関・団体と協働・調整を進めます。

基本目標 2

成年後見制度の利用促進

（1）成年後見制度の利用にあたって

認知症・知的障がい・精神障がい等によってひとりで決めることに不安や心配のある人（本人）について、本人の権利を擁護する援助者を選ぶことで、法律的に支援する制度です。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。



（2）成年後見制度の利用促進に向けて

社会福祉協議会や行政を中心に、成年後見制度の認知度を高める取組を進めるとともに、制度の利用が必要な人が、適切に安心して利用できるよう、相談支援体制や成年後見制度の利用促進に向けた支援の充実に努めます。

（3）具体的な取り組み

1）成年後見制度を利用しやすい環境整備の推進

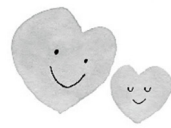
- ◇ 成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進を図るため、広報紙やホームページ等を活用して積極的に制度の周知を行います。
- ◇ 地域において権利擁護に関する支援が必要な人を把握し、必要な相談・支援につなげます。
- ◇ 財産管理のみならず、認知症高齢者や障がい者の特性を理解した上で、意志決定支援や身上保護を行う後見人等の選任に努めます。
- ◇ 後見人等による不正行為の防止のため、監督機能の充実・強化を図るとともに、後見人等を孤立させないように、地域連携ネットワークづくりを進めます。
- ◇ 社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業と連携し、成年後見制度の利用が必要と認められる場合、円滑に移行できるよう支援します。

2）後見人の確保・育成

- ◇ 成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくため、支援の担い手となる市民後見人や社会福祉法人等の法人後見の確保に向けた検討を進めます。
- ◇ 育成に向けた制度の周知や養成研修等の情報収集を行うとともに、受講を促すなど、後見人の育成を推進します。

3）成年後見制度の利用促進に向けた支援

- ◇ 成年後見制度に係る費用を負担することが困難な人に対して、成年後見の申し立てに要する費用及び成年後見人等への報酬を助成するための事業の実施を継続します。
- ◇ 後見による支援だけでなく、任意後見、補佐・補助の類型も含めた成年後見制度や日常生活自立支援事業について周知し、権利擁護支援の充実を図ります。
- ◇ 成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申し立てを行うことが難しい場合など、特に必要があるときは村長申し立てを適切に行います。



第7章

再犯防止の推進

(東峰村再犯防止推進計画)

第7章 再犯防止の推進（東峰村再犯防止推進計画）

1 計画策定の背景と趣旨

全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にある一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、令和3年は、およそ半数の48.6%となっています。こうした状況を受け、再犯防止対策は治安を維持するために重要な取組として認識されるようになり、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されました。

本村においても「東峰村再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人等が社会復帰するための仕組みづくりを推進することで、誰一人取り残すことなく、安全で安心して暮らせる村づくりを目指します。

2 計画の期間

本計画は「第3次東峰村地域福祉計画及び東峰村地域福祉活動計画」と一体的に策定するため、計画の期間は令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

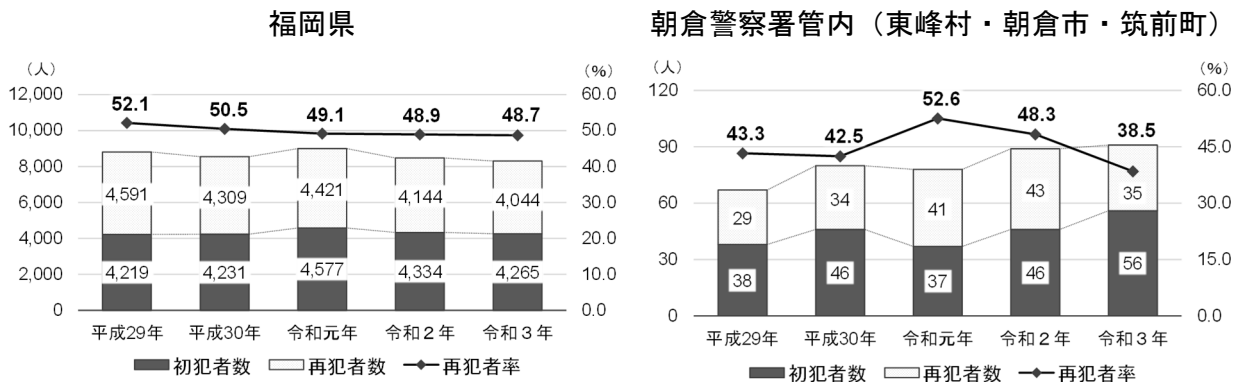
3 現状と課題

（1）初犯者・再犯者別の検挙人員

朝倉警察署管内（東峰村・朝倉市・筑前町）の刑法犯検挙者は令和元年以降、増加傾向にあります。一方、再犯者率は令和元年以降減少傾向にあり、令和3年では38.5%となっています。

令和元年を除く再犯者率は、福岡県と比較して低くなっています。

■ 初犯者・再犯者別検挙人員の推移



資料：法務省福岡矯正管区

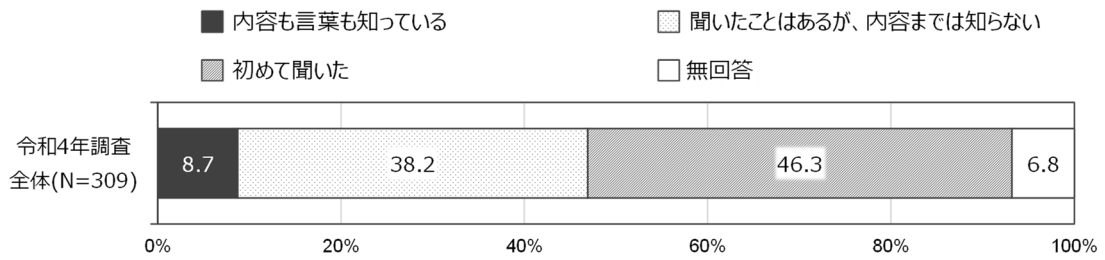
※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する人のことをいう。「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

（2）アンケート調査からの現状と課題

① 社会を明るくする運動の認知度

再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である、社会を明るくする運動について「初めて聞いた」と回答した人が46.3%と最も多く、「内容も言葉も知っている」と回答した人は8.7%とわずかでした。

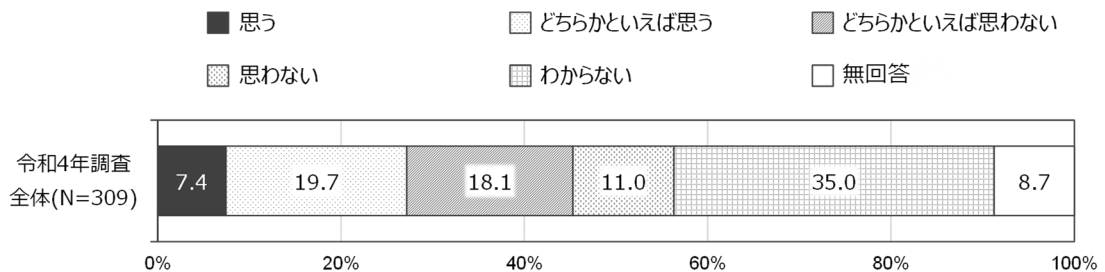
【社会を明るくする運動の認知度】



② 犯罪をした人の立ち直りへの協力

また、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかについては「わからない」と回答した人が35.0%と最も高く、「思う」と回答した人は7.4%とわずかでした。

【犯罪をした人の立ち直りへの協力】

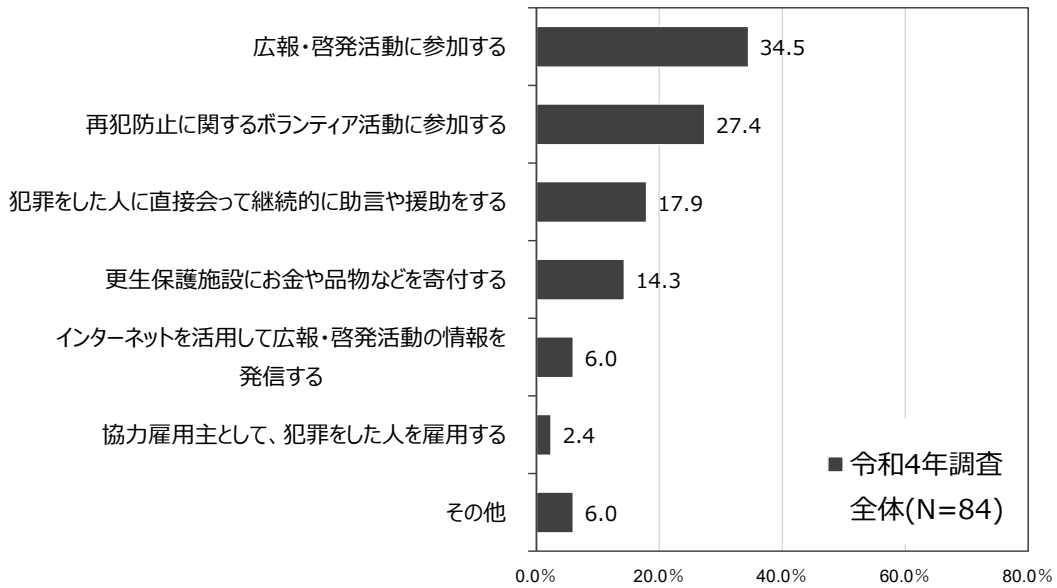


③ 協力したい内容

犯罪の立ち直りに協力したいと「思う」「どちらかといえば思う」と回答した人に、どのような協力をしたいと思うか尋ねると、「広報・啓発活動に参加する」や「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」と回答した人が多くいました。

第7章 再犯防止の推進（東峰村再犯防止推進計画）

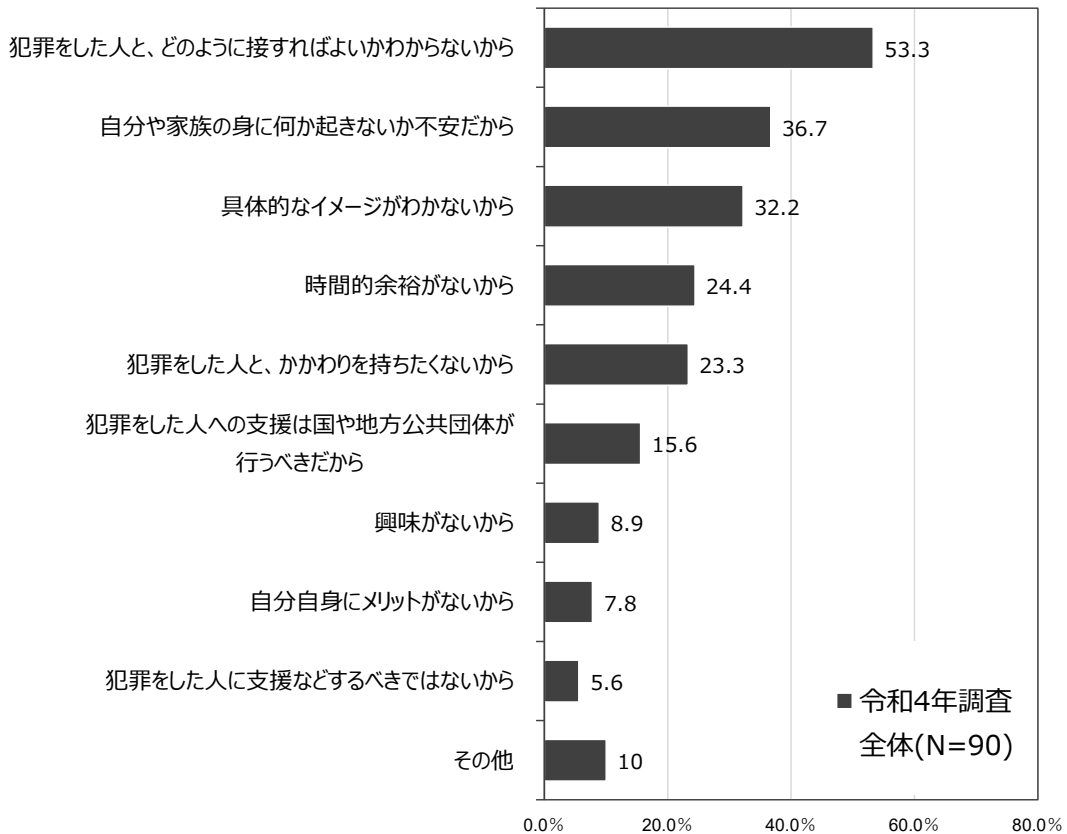
【協力したい内容】



④ 協力したいと思わない理由

一方、犯罪の立ち直りに協力したいと「思わない」「どちらかといえば思わない」と回答した人に、協力したいと思わない理由を尋ねると、「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」や「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」と回答した人が多くいました。

【協力したいと思わない理由】



（3）再犯防止の主要課題

統計資料やアンケート調査を踏まえ、主要課題を次のように整理します。

1) 犯罪が起きにくい地域づくり

統計データでは、朝倉警察署管内の再犯者率は減少傾向にあるものの、刑法犯検挙者数は増加傾向にあることから、地域ぐるみでの課題共有と、関係機関等との連携強化を進めることで、犯罪を起こさない、犯罪が起きにくい環境を整備する必要があります。

2) 社会復帰を目指す人を支える周囲の理解と協力

犯罪や非行をした人の立ち直りは、制度による支援だけではなく、さまざまな民間協力者の活動によって支えられています。

しかし、再犯防止施策は、村民にとって必ずしも身近ではなく、関心と理解が十分に深まっていません。

だれもが社会の一員として、お互いを尊重し、支え合い、安心して過ごせる社会の実現に向けて、犯罪や非行から立ち直ろうとする人の社会参加への理解を深めることが不可欠です。

4 基本方針

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、村民の理解と協力を得て、社会の一員として復帰できるよう支援することで、再犯を防止し、安全で安心して過ごせるやさしい村を目指します。

5 施策の方向

基本目標 1

再犯防止の推進

（1）再犯防止に向けて

再犯防止の取組は、多岐にわたるため、基本方針及び国・福岡県の計画に設定された取組を踏まえ、以下の6つの分野に整理し、再犯防止に向けた取組を進めます。

I 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

社会を明るくする運動を通して、犯罪や非行のない地域社会を築くための広報・啓発活動を推進するとともに、保護司等による再犯防止に関する活動について広報・啓発を行い、村民の関心と理解を醸成します。

II 関係機関等との連携強化

関係機関等との連携を強化し、情報共有及び連携・協働の取組を推進していきます。

III 就労・住居の確保

地域社会において安定した生活を送ることができるよう、就労支援や適切な住居の確保を支援するための取組を推進します。

IV 保健医療・福祉サービス提供による支援

犯罪等をした人であるか否かを問わず、福祉的な支援が必要な人に対して、保健医療・福祉サービスを提供し、地域社会で孤立することがないように取組を進めます。

V 学校等と連携した支援

児童・生徒の非行を未然に防ぐため、学校や関係機関と連携を図り、相談支援や進学に向けた支援等の取組を進めます。

VI 犯罪をした人の年齢や特性に応じた効果的な指導

犯罪をした人の年齢や特性など、個々の状況や特性に応じて支援するため、関係機関との連携を図ります。

（2）具体的な取り組み

1）民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ◇ 再犯防止啓発月間（7月）を中心に、社会を明るくする運動を保護司等と協力して推進し、村民に広く周知します。
- ◇ 保護司をはじめとする民間ボランティアを確保するため、活動やその意義について周知し、活動を支援したい又は自ら活動に従事したいという機運が高まるよう、村民の理解促進に努めます。
- ◇ 再犯防止啓発月間（7月）において、啓発ポスターの掲示やホームページ等を活用した広報・啓発を実施し、広く村民の理解と関心を醸成します。
- ◇ 青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）において、啓発ポスターの掲示やホームページ等を活用した広報・啓発を実施し、広く村民の理解と関心を醸成します。

2）関係機関等との連携強化

- ◇ 刑事司法機関や福祉関係機関、更生保護関係の支援者との連携を深めるとともに、（仮）東峰村再犯防止推進連絡会議を開催し、情報共有及び連携・協働の取組を推進していきます。
- ◇ 非行や不良行為など困難な状況にある若者や家族を支援するため、相談窓口を設置し、民間支援団体を含めて連携を強化します。
- ◇ 再犯防止推進の取組に係る課題や情報を共有するため、福岡県が開催する再犯防止推進担当部局が集まる連絡会議に参加します。

3）就労・住居の確保

- ◇ 就労に関する困りごとに対し、県やハローワークなど関係機関等と連携を図りながら、就労支援を行います。
- ◇ 更生保護活動に従事する保護司や関係者等と連携して就労支援に努め、自立の援助を図ります。
- ◇ 保護観察対象者等の公営住宅への入居に際しての要件を緩和することについて検討します。
- ◇ 居住支援を推進するための居住支援協議会の設置について検討します。

4) 保健・医療・福祉サービス提供による支援

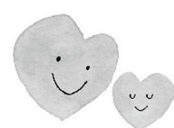
- ◇ 犯罪をした人等のうち、生活に困窮する人や障がい者等の福祉的な支援が必要な人に対して、必要な保健・医療・福祉サービスが提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。
- ◇ 薬物依存症に関する正しい理解を村民に広げるため、ホームページ等を活用して周知を図ります。

5) 学校等と連携した支援

- ◇ 児童・生徒の非行を未然に防止するため、東峰学園のスクールカウンセラーや関係機関が協力し、様々な悩みを抱える児童・生徒、保護者に対して相談支援や進学に向けた支援を行います。

6) 犯罪をした人の年齢や特性に応じた効果的な指導

- ◇ 個々の状況や特性に応じて支援するため、日常的に学校や警察、その他関係機関との連携を図ります。



第8章

計画の推進方策

第8章 計画の推進方策

1 協働による計画の推進

本計画を推進するにあたって、住民の地域に対する関心や地域福祉についての理解を深め、地域活動に参画するとともに、住民、民生委員・児童委員、集落支援員、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むこととします。

2 周知・啓発

本計画を推進するにあたって、村役場や社会福祉協議会の広報紙等を使って、計画を広く住民に周知し、地域福祉の普及に努めます。

3 計画の点検・評価

この計画は、村や社会福祉協議会が住民と一体となって計画の点検・評価を行い、各年度計画にも反映させながら着実に取り組みます。

また、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルに基づいた管理を行い、施策を推進していきます。

さらに、評価指標を設定し、進捗状況の把握や効果の検証を行います。各施策の評価指標および目標値は、村が把握する各種データやアンケート調査の結果を用いて設定します。

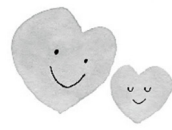
概ね4年を目処に東峰村地域福祉計画策定委員会の中で、総合的な評価とともに計画の全体見直しを行います。

4 計画の見直し

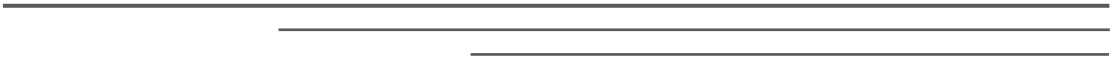
計画の終了年度に次年度以降の計画の策定を行います。ただし、今後の法律改正や条約の批准、社会経済状況の変化等にも弾力的に対応し、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

5 計画推進における指標・目標値の設定

計画の進捗状況を把握・評価することで、施策の推進における課題等を明らかにし、より効果的な推進につなげていくため、目標及び取組について可能な範囲で成果指標と数値目標を設定します。



資料編



資料編

1 第3次東峰村地域福祉計画策定委員会

(敬称略)

所 属		氏 名	備 考
1	福岡県立大学 看護学部 教授	尾形 由起子	会 長
2	東峰村議会 総務常任委員長	大藏 久徳	副会長
3	東峰村区長会 会長	小野 政司	
4	東峰村老人クラブ連合会 会長	田中 康和	
5	東峰村身体障がい者福祉協会 副会長	熊谷 武夫	
6	東峰村基幹相談支援センター 専門支援相談員	中島 望	
7	特別養護老人ホーム 宝珠の郷 施設長	尾花 拓也	
8	東峰村民生委員児童委員協議会 代表	熊谷 譲二	
9	東峰村社会福祉協議会 会長	岩田 涉	
10	東峰村地域包括支援センター 保健師	手嶋 幸恵	
11	東峰村教育員会 教育課 係長	眞田 しのぶ	

事務局

所 属	氏 名	所 属	氏 名
東峰村住民福祉課 課長	國松 直美	東峰村社会福祉協議会 事務局長	和田 博
” 課長補佐	梶原 孝司	” 係長	前田 沙織
” 係長	金光 健二		
” 主事	伊藤 哲也		

2 計画策定の経緯

期 日	内 容
令和4年 11月24日	第1回 第3次東峰村地域福祉計画及び東峰村地域福祉活動計画策定委員会
12月9日～12月23日	東峰村地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施
令和5年 1月16日	ヒアリング【関係課】
1月17日	ヒアリング【身体障がい者福祉協会】 【保育所（園）】（※2ヶ所） 【行政区長会】 【老人クラブ連合会】
1月18日	ヒアリング【東峰村社会福祉協議会】 【関係課】
1月26日	第2回 第3次東峰村地域福祉計画及び東峰村地域福祉活動計画策定委員会
2月1日	ヒアリング【東峰村民生委員・児童委員協議会】
2月27日	第3回 第3次東峰村地域福祉計画及び東峰村地域福祉活動計画策定委員会
3月13日～3月24日	パブリックコメントの実施

3 用語解説

(五十音順)

用語		解説
あ 行	アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関、支援者などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること。
	空き家バンク制度	村内に存在する空き家の有効活用を通して、移住・定住を促進する制度。村内にある空き家の賃貸と売買を希望する所有者からの情報をホームページ上で公開して、移住希望者に情報を提供している。
か 行	介護予防いきいき健康教室	高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、低栄養状態を改善し、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育を実施する事業。さらに、高齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、口腔機能の向上のための教育や口腔清掃等の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導等を行う事業。
	基幹相談支援センター	障がい児・者やその家族が地域で安心して生活できるように、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を行う機関。
	協議体	村が主体となり、コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有、連携および協働による資源開発等を推進することを目的としたネットワークのこと。
	健康運動教室	レクリエーションコーディネーターの指導の下、レクリエーションを通して気軽に取り組める運動教室。
	高齢者計画及び介護保険事業計画	高齢者の保健・福祉の施策及び介護保険事業に関する施策を示した計画。
	合計特殊出生率	その年次の15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むと仮定したときの子どもの数に相当。
	子育て支援プラン	「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を合わせたもの。子育ての支援、母性並びに乳幼児の健康の確保、子どもの心身の健全やかな成長に資する教育環境の整備、安心して子育てができるための環境の確保などの施策を総合的に定めた計画。
	子育て世代包括支援センター	母子保健法に基づき村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供している機関。
さ 行	サロン	互いに支え合って暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所。
	生涯学習	人々が生涯に行うあらゆる学習のこと。
	障がい者計画	障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画。

用語		解説
さ 行	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画	障がいのある方又は障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画であり、障がい者計画の実施計画にあたる計画。
	スクールカウンセラー	臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有し、学校で児童生徒へのカウンセリング、教職員および保護者に対する助言・援助を行う人。
	生活課題	地域における生活のしづらさ、生きにくさ、普通の暮らしを妨げるもの。
	生活困窮者	生活保護受給に至る前の人で、複合的な課題（失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、ひきこもり等）を抱えながら、かつ「制度の狭間」にあり、適切な支援を受けられない人のこと。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。
	生活支援体制整備事業	「生活支援コーディネーター」と「協議体」を配置して、地域住民の相互の助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めるもの。
た 行	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」といった画一的な関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域をともに創っていく社会のこと。
	地域ケア会議	支援が必要な高齢者等を対象に、効果的な支援の検討を行う機能を持つ会議のこと。保健、福祉、医療、介護の職員などで構成される。
	地域コミュニティ	地域住民が地域づくり活動や地域課題の解決など、地域に関わるさまざまな活動を自主的・主体的に展開している地縁型組織（集団）。
	地域包括ケアシステム	介護、介護予防、医療、生活支援サービス及び住まいを、関係者が連携して、地域のニーズに応じて、一体的、包括的に提供する仕組みのこと。
	地域包括支援センター	市町村において、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談・支援、③虐待防止・権利擁護事業、④包括的・継続的ケアマネジメント事業を行う機関のこと。
な 行	難病	「原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾患」のこと。
	日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人に、福祉サービスの利用や日常生活における金銭管理の支援を行う事業。

用語		解説
は 行	8050 問題	子どものひきこもりが長期化することなどで、80 代の親が 50 代の子どもを養うといった状態に至り、経済的に困窮・孤立する社会問題。
	バリアフリー化	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がい者等の利用に配慮し、社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除いた状態にすること。
	伴走型支援	社会的に孤立している人に寄り添い、つながり続けることを目的とする支援。
	避難行動要支援者	平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正を機に、「災害時要援護者」の代わりに使用されるようになった言葉。高齢者・障がい者・妊婦等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人をいう。
	福祉避難所	災害時要支援者のために特別の配慮がなされた避難所。施設がバリアフリー化されているなど、災害時要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易な社会福祉施設などの既存施設を活用している。
	ボランティア養成講座	地域福祉の現状及び地域で求められている「新たな支えあいづくり」について理解を求めるとともに、ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして開催する講座。
や 行	ユニバーサルデザイン	すべての人が利用しやすく、暮らしやすいように、ものづくりやまちづくり、環境づくりを行うという考え方。
	要介護	要介護状態とは、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態のこと。
	要支援	要支援状態とは、軽減若しくは悪化の防止に対する支援を要すると見込まれる状態、または一定の期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態のこと。
	要介護（要支援）認定	要介護（要支援）認定とは、介護保険制度において、介護給付を受けようとする被保険者が給付要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定。保険者である市区町村が、全国一律の客観的基準（要介護認定基準）に基づいて行う。
	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、虐待を受けている児童の早期発見やその要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を行うために、関係機関等相互の適切な連携と情報共有を図り、児童虐待への対応を迅速かつ組織的に行うために協議を行う場。

第3次東峰村地域福祉計画
東峰村地域福祉活動計画

発行：福岡県 東峰村
社会福祉法人 東峰村社会福祉協議会
令和5年3月

編集：東峰村役場 住民福祉課

〒838-1692

福岡県朝倉郡東峰村大字小石原 941-9

TEL 0946-74-2311 / FAX 0946-74-2722



東峰村